

## 予算特別委員会（第2分科会）記録

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和6年3月4日（月）午前10時0分～午後3時56分 |
| 2. 会議の場所   | 第2委員会室                     |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                     |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                     |

### 協議事項

（福祉局）

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1. 予算第1号議案  | 令和6年度神戸市一般会計予算（関係分）   |
| 2. 予算第4号議案  | 令和6年度神戸市国民健康保険事業費予算   |
| 3. 予算第9号議案  | 令和6年度神戸市介護保険事業費予算     |
| 4. 予算第10号議案 | 令和6年度神戸市後期高齢者医療事業費予算  |
| 5. 第16号議案   | 神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件 |

### 出席委員（欠は欠席委員）

主査	徳山敏子			
副主査	かじ幸夫			
分科員	前田あきら	森田たき子	のまち圭一	なんのゆうこ
	木戸さだかず	岩佐けんや	坂口有希子	香川真二
	つじやすひろ	やのこうじ	住本かずのり	高橋としえ
	五島大亮	松本のり子	山口由美	坊池正
	村野誠一	菅野吉記		
委員長	しらくに高太郎			

## 議 事

（午前10時0分開会）

○主査（徳山敏子） おはようございます。

ただいまから予算特別委員会第2分科会を開会いたします。

（福祉局）

○主査（徳山敏子） それでは、日程によりまして、福祉局関係の審査を行います。

当局におかれましては、簡明な説明をお願いいたします。

それでは当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○森下福祉局長 おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。座らせていただきます。

それでは、お手元にお配りしております、令和6年度予算説明書につきまして御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和6年度福祉局予算の概要につきまして、拡充施策を中心に御説明申し上げます。

くらしの安心と生活困窮者への支援でございます。

1. 生活困窮者の自立支援、(2)食支援を通じた生活相談といたしまして、生活にお困りの方が相談窓口につながるきっかけづくりを目的として、食支援を通じた生活相談を実施する民間団体に対して運営支援を行うとともに、新たな食支援の選択肢として、必要なときに食料品を受け取ることができる公共冷蔵庫の取組を進めます。

(4)若者に対する支援といたしまして、生活にお困りの若者の自立を支援するため、更正センターの居室の一部を活用し、住居確保、食事の提供に加え、一般就労に従事する基礎能力の形成、就労自立に向けた支援など、中長期的な伴走型支援を市独自で行います。

4ページに移りまして、2. 複合的な福祉課題への対応強化、(1)再犯防止に関する取組といたしまして、釈放・出所後、早期に適切な支援につなげ、仕事や住居の確保により再犯を防止するため、専任のコーディネーターを引き続き配置するとともに、保護司活動への支援を強化します。

5ページに移りまして、高齢者や障害者の方への支援でございます。

1. フレイルへの対策といたしまして、生活機能の低下が見られる要支援者等を対象としたフレイル改善のための通所型サービスについて、実施箇所数を市内14か所から市内39か所に大幅に拡大し、健康寿命の延伸に取り組みます。

3. 介護人材確保プロジェクト「コウベdeカイゴ」の推進、(2)外国人介護人材確保に係る支援といたしまして、外国人介護人材の確保・定着に向け、市内大学での留学生受入れから、在留資格の取得や市内介護施設への就職、日常生活における支援まで取り組む一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームに対し、運営支援を行います。

6ページに移りまして、5. 重症心身障害児者への支援といたしまして、医療的ケアが必要な障害者の送迎時に看護師が添乗した場合の市独自の補助について、補助対象施設を全ての生活介護事業所に拡大します。

7. 親なき後対策の強化、(1)障害者にかかる見守り支援といたしまして、各区に整備した障害者地域生活支援拠点に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けていない単身または子と2人世帯、高齢者との2人世帯などの介護のできる同居者のいない障害者の方を対象に訪問調査を行うとともに、必要な方へ障害福祉サービス等の案内を行います。

(2)グループホームの整備といたしまして、障害者の地域移行を支えるグループホームについて、開設にかかる費用及び既存グループホームの重度障害者受入れに必要な整備改修費用を市独自で補助します。また、定員数が少ない市東部における整備に対して補助額を上乗せし、地域偏在の是正に取り組みます。加えて、重度障害者を多く受け入れることが可能な日中サービス支援型のグループホーム整備について、市有地を活用した整備に取り組みます。

続いて、7ページに移りまして、各会計の予算内容について御説明申し上げます。

なお、説明に際しましては、100万円未満は省略させていただきますので、御了承願います。一般会計の歳入歳出予算一覧でございます。

歳入につきまして、第16款分担金及び負担金は5,200万円、第17款使用料及び手数料は2億1,700万円、第18款国庫支出金は939億2,500万円、第19款県支出金は311億4,300万円、第20款財産収入は2,700万円、第21款寄附金は1億円、第22款繰入金は4億1,600万円、第24款諸収入は34億9,800万円、第25款市債は15億2,200万円、以上、歳入合計は1,309億400万円でございます。

歳出につきまして、第4款民生費、第1項民生総務費は138億4,100万円、第2項生活保護費は762億3,300万円、第4項障害者福祉費は780億900万円、第5項老人福祉費は78億2,600万円、第6項国民年金費は3億6,500万円、第7項民生施設整備費は47億6,400万円、以上、歳出合計は1,810億4,000万円でございます。

8ページに移りまして、国民健康保険事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

国民健康保険事業費は、神戸市国民健康保険に加入する被保険者の医療給付等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は、歳入歳出それぞれ1,477億3,500万円でございます。

9ページに移りまして、介護保険事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

介護保険事業費は、要支援・要介護者の介護給付等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は、歳入歳出それぞれ1,513億5,500万円でございます。

10ページに移りまして、後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

後期高齢者医療事業費は、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は、歳入歳出それぞれ497億2,600万円でございます。

なお、11ページから46ページにかけまして、各会計の(1)歳入予算の説明、(2)歳出予算の説明及び(3)債務負担行為を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

47ページに移りまして、令和6年度予算に関連する議案1件につきまして御説明申し上げます。

第16号議案神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、介護保険料額の改定等を行うとするものであります。

以上、令和6年度福祉局関係の予算につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○主査（徳山敏子） 当局の説明は終わりました。

引き続き、順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれては簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては担当部課長からも答弁されるよう、この際特に申し上げておきます。

また、質疑者が要望にとどめた項目についてはコメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

それでは、菅野委員、発言席へどうぞ。

○分科員（菅野吉記） おはようございます。公明党の菅野でございます。それでは、早速もう質疑に入らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず最初に、障害者相談支援センターの充実についてお伺いしたいと思います。

本市における障害者相談支援センターは市内19か所あり、どこの政令市を見てもこれほどの数が整備されている都市は少ないと言えると思います。ただし、設置当初、障害は多様であり、全ての障害分野にたけた専門性のある施設が数少なかったことは、もともとの設置背景を見れば仕方ないと思う反面、多様な障害の特性に対応できる相談体制はまだ整備し切れていないのではないのが現状ではないでしょうか。

そこで、現状の障害者相談支援センターを鑑み、今後どのように当センターの充実を図っていくとお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

○奥谷福祉局副局長 障害者相談支援センターについてでございます。

委員がおっしゃっていただきましたように、本市では、19か所の障害者相談支援センターを設置しているところでございます。この障害者相談支援センターでは、障害者やその家族の方々からの様々な御相談に応じまして、障害福祉サービスに関する情報提供であるとか、利用の援助を行うなど、相談支援体制の中核的な機能を持つものとして整備をしているところでございます。したがって、障害者の方が最初に相談する窓口といたしましてこちらも周知をしているところでございますので、様々な相談がセンターのほうに入ってくる状況でございます。

障害につきましては、身体・知的・精神などの障害、3障害ということもありますし、お1人お1人によって様々な特性とか困難度がありますので、非常に多様な相談が入ってくるところと認識しております。また、障害福祉サービスも非常に複雑になっておりますので、そういったところを適切に御案内できるセンターである必要はあると考えているところでございます。

そういったところでは、センターのほうでは、相談に来られた方の相談内容を適切にお聞きして、必要な適切なサービス、支援の場所につないでいくということが非常に重要なこととなっております。センターでももちろん解決する、その辺の整理をしていくことももちろんでございますが、専門的なこと、例えば、医療的なことであるとか、福祉サービスの手続は区役所であるとか、いろいろ関係機関との連携を十分強めましてつなげていくことが重要でございます。その意味では、センターについては、自立支援協議会というところで、様々な関係機関、福祉・保健・医療とか様々な関係機関とネットワークを組むということも大事なことと思ひまして、そういったことも実施しているところでございます。さらに、相談支援専門員、ケアマネジャーとなるサービスのつなぎ役とする相談支援員の育成も大事なところでございますので、そういったところも力を入れているところでございます。

そういったネットワークづくり、相談支援員の育成なども含めまして、多様なケースに対応できるような相談センターであるべきでありまして、そういったことを重ねることによって、個別の相談についても適切に運営していけるように充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。おっしゃられるように、本当に障害というのはそ

れぞれあろうかと思しますので、そういう細かな相談というものが本当に——先ほども言われましたけども、ネットワーク、やはりもう本当に自立支援の中でネットワークを生かしながら進めていただきたいと思いますと思うんですけども、その中で、相談支援センターにおいて相談支援専門員の、これは各事業者における相談支援専門員のキャリアサポートや、キャリアアップのための研修なども実施されておりますけれども、同様に相談支援センターでの窓口業務を担う方においても、より以上のスキルアップが求められることから、その方々に対しても研修等が必要ではないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 おっしゃいますように、相談の上では、相談支援員が受けるような基本的な相談の研修はもちろんしておりますし、センターの職員もそういう研修にも参加しておるところでございます。

先ほど申しましたように、自立支援協議会であるとか相談支援事業所をスーパーバイズしていくという役割もございますので、それに応じた研修というのも別途実施しているところでございます。

具体的には、自立支援協議会などでの会議の運営とかを適切に行う必要がありますので、ファシリテーターの研修であるとか、相談支援事業所にバックアップする助言、後方支援していくためのスーパーバイズの研修なども毎年実施しております。さらに区役所と同様に、虐待対応力向上研修であるとか、ほかの行政機関で行われる研修なんかにもできるだけ積極的に参加を推奨しております。センターの職員それぞれスキル、そして情報収集などに努めているところでございます。

今後も引き続きそういったことで、センターの対応力を上げていきたいと考えております

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。スキルアップをぜひとも図っていただきたいと思うんですけど、その上に、神戸の中においてもやはり外国人居住者が増えておりますので、相談窓口にも——やっぱり外国人居住者の中でも障害をお持ちの方とかおられると思います。そういった多言語対応はどのように行っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 神戸市はいろいろ国籍の違う方もたくさんいらっしゃるという状況でございます。障害を持つ外国人の方も一定数はおられると思っておりまして、現在でもそう多くはないんですけども、外国人からの相談というのもセンターによっては数件対応しているところでございます。現在のところ、そういった方は大体支援者とか通訳の方を同伴して相談に来られるということがございますので、そういった支援者の方、通訳の方のお力を借りて対応しているところでございますし、また、そういう支援者、通訳のいらっしゃらない方が来た場合には、翻訳アプリであるとか、そういうのを使いながら、コミュニケーションをいろいろ取りながら、相談対応しているというのが現状でございます。

今後、さらに外国人の方で障害の相談というのが増えてくる可能性もございますので、そういったところにつきましては、その状況を見ながら環境整備をしていきたいと考えておりますが、例えば、区役所などでは、電話通訳による多言語対応なんかをしてるというふうにも聞いておりますので、そういったところとも連携するなど相談をしまいいながら、体制強化のほうを図ってまいりたいと考えております。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。それに伴って、ちょっと私がお聞きした中で、相談窓口で聴覚障害の方が行かれた際に、直接、手話通訳の方が常駐されていることはないということを知っておりますので、それで困ったと聞くことがございまして、そういった場合にはどの

ように対応していただいているのかお聞かせ願いたいと思います。

- 奥谷福祉局副局長** 聴覚障害の方も相談支援センターのほうに相談に来られることはもちろんございます。その場合、現在のところは、大体やはりこれも支援者、あるいは手話通訳者などを事前に一緒に同行される方が多いのが現状でございます。また、手話通訳者の派遣につきましては、御本人、家族から、ろうあ協会などが派遣をしておりますので、そういったところの依頼手続をして来られる場合もあります。その場合は無料で対応させていただきますし、センターのほうでも、センターから手話通訳の派遣を依頼することによって相談できるような体制はしているところでございます。ただ、そういった通訳がなく来所された場合につきましては、やっぱり筆談であるとか、できる範囲の合理的配慮で相談を聞けるような対応で今現在はさせていただいているところでございます。

今後は、手話通訳者の派遣につきまして、事前にそういう派遣の制度があるということなども十分周知をしながら、聴覚障害の方も安心してセンターのほうに相談に来ていただけるようなことも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 分科員（菅野吉記）** ありがとうございます。そのように対応はしていただいているとは思いますが、実は、今、同行で、一緒に来られてということなんですけど、それはやはり同行でないとなかなか対応がしてもらいにくいというようなことが何か意識の中であって、普通に訪問というか、そちらのセンターのほうに相談に行きづらいというところまではないんでしょうけども、やっぱりそういう形でそういう環境整備を——今おっしゃったように、区役所なんかでも、タブレットを使ってリモートでのそういったことも——外国人もそうなんですけど——対応できるので、何とかそういったものを、今、一部でされてるようなこともお聞きはしたんですけども、全ての多分センターではそれが全部整備し切れてないというところもあるかと思っておりますので、そういったところもきちっと丁寧にやっていただきたいのと、どうしても機械とか、そういう事務的な形で、どうしてもそういった外国人対応、また、こういう手話通訳でもそういったものになりますので、これはもう皆さん言うまでもなく、やっぱり対応いうんか、心の対応というものをしっかりと相談窓口のほうでも心がけていただけたらなというふうに思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは引き続き、計画相談支援についてお伺いしたいと思います。

相談支援専門員確保及び定着について、令和5年度から予算強化していただいたことは大いに評価するところであります。

一方、それを受けて、より計画相談支援体制が充実していかなければならないんですが、依然、計画相談支援を利用している方が少ないと聞いております。その対面となる障害児におけるセルフプラン率は88.5%と高く、他の政令市と比較しても非常に高いのですが、この現状に対してどのように取り組んでいこうとお考えなのか、見解をお伺いいたします。

- 森下福祉局長** 御質問のように、セルフプラン率の高さについては、これまでも課題だというふうに認識をさせていただいて、おっしゃった令和5年度より取り組みました障害児相談支援促進補助金、これは1つの大切なポイントでございます。障害児が初めて計画相談支援を利用する場合に、その支援を実施した相談支援事業所に対して、1件当たり1万円を支給して、計画相談支援の導入促進を図っていこうというものでございまして、これまで年間50件程度の新規導入でございましたけれども、この補助金の活用によりまして、本年1月の時点で103件という形になっ

でございます。我々といたしましては、着実に数字となって効果が現れているのかなというふうに思っているところでございます。

さらには、この補助金に加えまして、計画相談の人材確保を補助事業といたしまして、人材定着支援補助金の創設・拡充も行ってございまして、これらを合わせて、令和5年度からの3年間を集中強化期間として取組を進めてございます。

さらに、補助制度の活用により、徐々にではありますけれども、先ほど申し上げましたように、相談の数、支援員の数に効果が現れておりますから、まずはこの制度を全事業所に周知をしてみたい、周知を徹底してみたいということと、さらには、こういった財政面の支援にとどまらず、相談支援の事務の効率化を図るために、令和6年度より定期面談の手順の簡略化であったり、実施回数の最適化を予定してございまして、事業者のさらなる安定を図り、その計画支援の利用拡大を図るための取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。セルフプランがこのときは88.5%ということで、最初、上げさせていただいて、高ければ何かいいように思われますけど、国の方針としては、計画相談をし、進めていこうという中で、これは神戸市にとっては厳しいお話かも知りませんが、数字的なお話を言えば、令和5年3月時点での計画相談実績を見ましたら、本市における計画相談作成率が、障害者では約48%と、政令市20市中18位。また、障害児では約11%、政令市中最下位となっているということは、ちょっとまだまだこれから頑張って、今、局長がお話いただきましたんやけど、それを本当にしっかりと取り組んでいただいて、本当に整備をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、介護保険制度における高齢者支援では、通常、ケアマネジャーの存在、一般的にかなり浸透しておるんですけども、障害者福祉分野における支援のコーディネーター的存在は相談支援専門員であるとあまり認知されていないように感じております。また、実態調査を見れば、利用希望者の約6割の方が——先ほどもあったかも知りませんが——制度を知らないと回答していることから、さらなる制度周知が重要と考えますが、いかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 委員おっしゃいますとおり、介護保険のケアマネと同様、障害福祉サービスにおきましては、相談支援専門員がサービス調整の核になる専門員だというふうに考えております。その上で、先ほど局長からも申し上げましたとおり、拡充に向けての体制を整えているところでございますが、一方で、相談支援専門員ということが知られていないという、この課題もあるというのは十分認識しております。

そこで、まず人を増やす、相談員を増やすという取組と併せまして、利用者の方、特に障害児の保護者の方に、相談支援専門員というそういう調整役がいるというようなことを周知していくことが非常に大事なことでございます。まず、区役所のほうで、相談員の制度があるということも伝えることを改めてもう1度、説明の仕方とか、丁寧に分かりやすく説明する。あとはメリットも伝えていくということと併せまして、既にセルフプランを利用されている方につきましては、更新のときに計画相談についての御案内、チラシを入れていくことで知っていただく、利用することによってのメリットも伝えていくということ。あわせて、さらにサービス事業所、利用されている事業所からも利用者の方にこういう相談するところがあるよということも、じかに伝えていただくというような形で、様々な手法を使いまして、利用者の方に相談支援員、計画相談についてを知っていただくような取組をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。今もお話しいただいたんですけども、セルフプ

ランがなぜ多いかという、どうしても、区役所のほうの障害のほうに行かれて、なかなかそこがセンターのほうに結びついて——専門員との結びつきというんか、そういったこともちょっとまいこと連携が取れてない部分があるのかなというのはちょっと仄聞いたしてございまして、そういうことも含めて、連携、ネットワークをしっかりと取っていただいて、これはほんまに、もう本当に最下位やからどうのこうのとか言うんじゃないですけども、本当に計画相談をしっかりと取り組んで、進めていっていただきたいと思っておりますので、相談支援専門員の確保、定着を進めるとともに、適切な支援につなげていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、K O B Eシニア元気ポイントについてお伺ひしたいと思っております。

K O B Eシニア元気ポイントは、令和2年度の開始以来、活動受入れ施設の拡充とともに、登録者数の増加を図ってまいりましたが、当初は、新型コロナ禍によって施設における活動に制限が強いられたこともあり、活動受入れ施設や登録者の数が伸び悩みました。新型コロナ5類移行後、地域活動も通常に戻り、人の動きも次第に活発化する中、地域活動に伴うイベントに協力していただく65歳以上のボランティアの方に、シニア元気ポイントの活動者として登録していただくことで、登録者数が、令和2年度の437名から、令和5年度では1,034名まで伸びたことは大いに評価するところであります。

一方、活動受入れ施設は、登録者数ほどの進展はありません。ポイント制度の趣旨を再確認すれば、高齢者の外出の機会の増加や社会参加の促進を図ることを目的とした上で、本市に住む65歳以上の方が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険施設・事業所や認定こども園・保育所・児童館などの子供施設で対象となる活動を行った場合にポイントをためることができ、たまったポイントは現金と交換できる制度としてスタートしたはずであります。制度本来の趣旨が多少薄れてきているのではないかと考えますが、御見解をお伺ひしたいと思っております。あわせて、今後の方向性についてもお伺ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○森下福祉局長 おっしゃるように、令和4年度も若干増加、そして、5年度につきましても増加、施設、それから活動者数とも増加の傾向というのは何とか維持できている、もしくは、これまで以上に増加をしておるといふ状況でございます。

この制度、特に当初は介護保険施設等を中心にとすることでスタートしてまいりましたけれども、おっしゃるようにコロナ禍とスタートがぶつかってしまったということ、受入れのほうの施設が慎重にならざるを得ないという中で、その中でございますけれども、活動者向けの説明会というのはずっと続けてまいりました。また、活動したいという意欲もたくさんございましたので、その意欲を大切にしましょうということで、新たな活動の場所を求めてきたというのが今の状況でございます。まず、その活動の場所で、大規模ワクチン接種会場での御案内というのもさせていただいて、これにつきましても非常にタイムリーであったということで、事業者、それから参加者、そしてまた接種の方につきましても好評でございましたので、これの成功例をもちまして、他部局と連携してイベント等にも活動の場を広げていこうというような、こんなことになった次第でございます。

その結果でございますけれども、ボランティア活動に対するハードルが下がりがちで、それによって活動者数というのは増えてきたのかなというふうな思っております。それからまた、そういった形で増えてまいりますと、当初の目的としてございました施設での活動というのにも御興味を持っておられる方が増えてまいりました。

ただ一方で、施設では一体どんなことをしているのかなというような、そんな疑問もあったようでございますので、そんなお声を受けまして、施設での1日活動体験会であったり、また、受入れ施設の中での交流会というのも開催をしております。そんなことももちまして、先ほど申し上げました5年度での増加傾向というのが維持できているというような状況でございます。

今後でございますけれども、イベント等の参加者からは、施設へ行くのと違って大勢の仲間と一緒にできるというメリット、それから、土・日の活動ができるという、そんなお声も頂戴しておりますので、そこは引き続き実施しながらでございますけれども、施設のほうの活動につきましても、安心感であったり親近感を持っていただくことで拡大を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

また、受入れ施設に対しましても、様々な場面で広報いたしまして、その数を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。本当にKOBESINIA元気ポイント、多くの方が今本当にビブスして、私も、東山商店街でみんな活動して、すごい数いらっしゃったので、これだけ頑張ってやっていただいているんやなということ、はっきりよく分かってよかったんですけども、その方たちが一時的にその場だけじゃなくて施設のほうに興味を持たれて、施設のほうでも一緒になって頑張ってもらって方向に向いていただいている方もいらっしゃるということは、これはもう非常に素晴らしいことであり、本来の目的とつながってきているので、これは本当に継続的にやっていただきたいなというふうに思っておりますし、ある部分で言うたら、フレイル対策としても、高齢者の方が元気で外で活躍していただくということから考えたときに、1つだけちょっとこれはできたら我々も——地域の中で行われているふれあい喫茶などでもボランティアとして運営に協力されている65歳以上の方にもポイントを提供するなど、さらなる活動対象の拡充も必要と考えますが、この点についても御見解をお伺いいたします。

○森下福祉局長 この活動参加者から、神戸市の事業、取組を知ることができてよかったというような声も聞いてございます。ただ、こういう中で我々といたしましては、そういった事業、そして取組を広報するだけでなく、地域課題の解決につながるような、そんな場面でも活動していただきたいなという思いは持っております。

おっしゃるふれあい喫茶など地域の公共的な支援活動も対象とすることは、活動者だけの支援でなく、地域活動の解決につながるというような側面もあるというのは、我々も認識をしておるところでございます。一方で、実施に当たりましては、ポイント付与に係ります手続であったり、いろんな履行の確認であったり、地域団体の方に負担が生じることと、また、今のこの形態でいきますと、年齢によってポイントがいただける方とポイントがつかない方との差というのがあったり、非常にいろんな課題もございます。

また一方で、地域活動には、いろんな場面ございますけれども、公的補助が既に投入されている場合もございますので、そんないろんな課題を整理していく必要があると思っておりますので、今後、そういった課題について引き続き検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。検討していくという局長のお話いただいたんですけども、本当に地域の中でふれあい喫茶とかで活動というかお手伝いされてる方というのは、割と結構高齢者も多いですし、いろんな条件、それぞれの背景というか状況というのは市内全域にわたって、様々な地域性もあるかと思っておりますので、そういうことで1つにまとめるというのがなか

なか難しいのかも分かりませんが、高齢者が非常に生き生きとそうやって手伝って、地域のために頑張っているふれあい喫茶なんかは、本当にぜひともポイントの中に入れていただきたいというふうに思いますので、何とぞ、引き続きいかぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それに伴って、活動受入れ施設において、子供や障害者の関連施設での登録が少なく、特に障害者関連施設ではいまだ1施設のみの登録になってますので、さらなる周知が必要と考えますが、この点もいかがでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 この当制度、制度開始当初は介護保険施設からスタートいたしまして、その後、障害者施設、子供の施設に拡大してきたという経緯がございまして、御指摘のように、今、障害者施設については1施設のみの登録ということになってございます。

広報につきましては、制度開始前より、介護保険施設はじめ、各種連盟、協会を通じた広報、また、対象となる施設については電話で直接勧誘を行うなど、これまでやってきているところがございます。やはり障害者の関連施設につきましては1施設ということでございますけれども、なかなか障害者の方には、障害特性に応じた個別的な対応が必要となる場合も多いというようなことで、受入れ施設側にとりまして、制度登録のハードルを感じているところもあるのかなというのが、これまでやり取りをしてきた中で感じているところではございます。

ただし、活動そのものにつきましては、利用者の方と直接接しない、清掃であったり洗濯物の片づけ、そういったものがございますので、直接個人と関わらない活動も対象であるというようにことも丁寧に御説明しながら、ハードルをできるだけ下げていくということをこれまで以上に進めていきたいというふうに考えております。

- 分科員（菅野吉記） ありがとうございます。そういう周知が行ってて、そういう選択肢の中でポイントを使わないという方、登録しないという施設はいいんですけど、知らないとかって、そういうのは、せっかく頑張っていた方がいらっしゃるといようなところで漏れてたら——たまたまどこのというんじゃないんです、私の知り合いの方が、これは子供の関係の施設やったんですけど、実は最近水まきに手伝いに行っとなねんと。それやったら元気ポイントもらってくださいよ言うたら、そんなん何も聞いてなかったというようにもございましたので、やっぱり結構いろんなところで、ちょっとしたことで漏れてるところとか、そのタイミングにもよるんだとは思いますが、そういうことの周知もやっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、地域福祉ネットワークの配置の拡充についてお伺ひしたいと思います。

地域福祉ネットワークが関わる相談件数が年々増加している中、相談内容も多岐にわたり、当事者に関わる時間及び拘束時間が長くなる場合もあると聞いております。その点を考慮すれば、現在の人員で足りているのか疑問であります。人員不足と言われても仕方ないし、相談を受ける側の職員のキャリアや能力を高めるための教育や研修なども必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 地域福祉ネットワークの役割でございますけれども、地域に埋もれた個別の福祉課題をキャッチし既存の制度へつなぐと、また、専門的機関と連携して対応を行うということで、既存のサービスの制度のはざまの課題に対応していくという役割とともに、また、個人の課題だけではないごみ屋敷といったような共通課題、こういったものも地域や、あるいは専門機関と連携しながら取り組んでいく、そのための仕組みづくりというのが役割になっているとい

うことで、近年の福祉課題の複雑化・多様化に伴いまして、ますますその役割が大きくなってきているところではございます。

現在、地域福祉ネットワーク、区の社会福祉協議会に20名設置されてございます。順次拡大してきたところではございます。近年、相談件数は増加している中ではございますが、まずは業務の効率化を図った上で体制について検討していくということと、あと、支援を必要とする方へどのように適切に支援をつなげていくか、お届けするかということで、まず、効率的・効果的な仕組みの構築を検討していく、図っていくということが大事だと考えております。

あわせて、個々人のネットワークの資質の向上ということで、キャリアや能力を高めていく、そのための教育研修というのは重要であるということで、毎月の定例会であったり、ネットワークが、意見交換やその事例に当たったその検証、情報共有など、知識の共有化を図っていくということと併せまして、合同研修、あるいは専門知識に特化した内容の研修ということで、個々のスキルアップも図っているところでございます。こうした研修等の内容の充実を図りながら、ネットワークの資質向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 分科員（菅野吉記） ありがとうございます。本当に地域福祉ネットワークさんの役割というのは、もう本当にこれから相談が様々に、役所の窓口だけでは対応し切れない、その中で本当に相談内容が結構重複する場合があります。やっぱりいろんな様々なネットワーク、本来であれば地域も巻き込んでという部分もあるんですけど、どうしても個人情報的に、やはり個人、個別だけで本当に関わって1つ1つ、例えば、ごみ屋敷の件でもそうなんです。その方に本当に関わっていかないと、なかなか何でこうなっているのかということが分からない、そういった状況もございますし、私もいろんなそういうネットワークさんとの連携を取らせていただいたこともあるんですけども、本当にそういった、いかにそれだけ時間をかけて——その方なんかは何度も相手の方と相談しても、約束した場所に行ってもいなかったりとか、様々なことの中の繰り返しの中で解決していった、その人の関わりの中でネットワークさんが粘り強く頑張っていくって、本当に最終的には——詳しいことは個人情報なんと言えませんが——社会復帰できた方がいらっしゃるって、そういう事例もございますので、そういうことを見ていったときに、これ令和4年度で相談件数が1万832件、そして、ネットワークさんが、今おっしゃられたように20名ということで、実質これで言うたら、ネットワークさん1人当たり年間で言うたら約500名の方、500件ですね、年間に関わりを持つということは、1人の方でも本当に時間と労力を費やしていると思いますので、そう考えたときには、やはりもう少し何とかならないのかなというふうに思っております。

そうした中で、地域福祉ネットワークさんを管理されておられる社会福祉協議会のさらなる役割強化が重要と考えますが、いかがでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 社会福祉協議会でございますが、新たな地域課題への対応と市民ニーズを踏まえた地域福祉活動の推進がミッションということでございます。そのため、様々取組をしているところでございます。一方で、福祉課題の多様化・複雑化が進んできているということで、先ほど委員おっしゃったように、いろんな課題がある、介護保険、障害福祉、生活困窮といった、そういった社会福祉課題が錯綜している部分もございます。そういった制度の垣根を越えまして、市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、地域に出向いて関わっていくということが何より重要だと考えております。その役割が社会福祉協議会にはこれまで以上に求められているという

ところでございます。

そこで、地域福祉のより一層の推進に向けてということで、職員が地域に出向いていけるように、事業の効率化や事業推進体制の変更を、社会福祉協議会、検討しているところでございます。またあわせまして、職員の意欲、能力の向上を図るために、人事評価制度の処遇への反映というような新しい仕組みも検討しているところでございます。

本市といたしましても、社会福祉協議会の地域福祉の推進する役割を強化するということは大変重要であると考えてございますので、これからも一体となって地域福祉のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 分科員（菅野吉記） ありがとうございます。重複するような地域課題とかいう部分においても、この地域福祉ネットワークカーさんの存在というのは本当に大きいと思いますので、社会福祉協議会との連携もしっかり努めていただいて、できたら拡充を、20名から拡充をしていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

そして、次は、国民健康保険の独自控除の見直しについてお伺ひしたいと思います。

国は、国民健康保険の財政安定化のため、都道府県内のどの市町村に住んでも、世帯構成、所得水準が同じであれば、同一の保険料で同一の保険給付が受けられる保険料水準の統一、いわゆる同一所得・同一保険料を目指してきたことから、兵庫県においては、令和12年度から国民健康保険料の県内統一の完全実施が決定しており、これにより、本市が独自で所得控除を行うことはできなくなると聞いております。子供や障害者などにかかる保険料負担を軽減するために、現在、神戸市が行っている独自控除は、平成26年度に保険料の賦課方式を変更した際——大阪などもそうなんですけども——多くの自治体が同控除を廃止した中でも、本市は独自での取組を続けてきたものであり、その努力は本当に認めるところであります。

そうした中、先般行われた神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、激変緩和のため、令和7年度から令和11年度まで制度を存続しつつ、段階的に控除額を縮小する案が示されましたが、まずはその経緯についてお伺ひしたいと思います。

- 若杉福祉局副局長 国民健康保険の保険料の独自控除でございますが、平成26年度に国におかれ行われました政令改正によりまして、基礎控除以外の所得控除が保険料に反映されなくなったということで、本市独自で障害者の方、独り親の方、寡婦、18歳未満の子供がいる世帯につきましては、引き続き所得控除を適用し、保険料負担を軽減してきたと、こういう経緯がございます。

一方で、国民健康保険の県単位化ということで、兵庫県におきましては、同じ所得・世帯構成であれば保険料水準が同じとなることを目指しまして、現在、その統一を目指しているところでございます。令和9年度には保険料減免等の基準を標準化するとともに、令和12年度には完全統一を目指す、そういった方向でなっております。そのため、本市の独自控除も今後適用できなくなるということになってございます。

一方で、独自控除を廃止いたしますと、所得が変わっていないにもかかわらず保険料が前年と比べて大きく増えるというようなケースがございますので、そのための措置をどうするかということで、その検討のために国民健康保険の運営協議会の中に専門部会を設置いたしまして、その見直しに当たって議論をしましてまいりました。その中では、保険料増加を可能な限り緩やかにするための段階的な激変緩和措置を取りまして、その期間をできるだけ長くするようにという御意見もいただいております。

具体的には、独自控除は令和6年度まで、独自控除の要件に該当する場合は、令和7年度から11年度まで、一定額を保険料から控除する緩和措置を導入することといたしまして、今年2月の国民健康保険運営協議会で報告されまして、承認されたというところでございます。これを踏まえまして、算定方式の変更に伴う条例改正案を今後上程させていただくと、そういった予定をしてございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。国の方向性の中で、兵庫県が令和12年度に県内統一ということを実行するというところで進められているからということで、ある程度、急激に激変しないように、急に上がらないように、いうたら段階を踏んでやっていこうということは、今、経過の報告でいただきましたけれども、今後このような案が決定したときに、やはり対象者になる方、令和7年度の保険料から変更となる対象者には、可能な限り早期に、やはりきちっとなぜこういうふうになっていくのかということ、やはり説明が必要なのではないかなど。急激に上がったなら、皆さん逆に負担にかかるんですよというようなことをやはり丁寧に説明していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、なぜそうなんかなどということの御見解をお伺いしたいと思います。

○若杉福祉局副局長 仕組みの変更に当たりましては、その理由、またどのように変わるかということのを丁寧に説明していく必要がございます。

先ほどの運営協議会の専門部会でも、対象世帯の理解を得られるよう、見直しの趣旨、内容について十分な周知を図ること。また、被保険者にとって分かりやすい説明、広報に努めることという御意見もいただいております。

具体的には、6月に全世帯に保険料のお知らせをする機会、あるいは11月に保険証の更新をする機会がございます。そういったときに全世帯に周知する。あわせまして、ホームページ等を通じまして改正概要を掲載していくということで、それ以外にもあろうかと思っておりますけど、丁寧に説明、周知を図ってまいりたいと考えております。

○分科員（菅野吉記） 分かりました。今も控除される方のお話もさせていただきましたけれども、全体的なこういう移行されるという、県内統一されていくということに対しても、いろんな憶測とかいろんな情報が——正しいこと、いろんなことで錯綜する場合がありますので、やはり我々神戸市としても、しっかりとその辺の広報というか説明を丁寧にやはり進めていっていただきたいと思っておりますので、この点もよろしくお伺いしたいと思います。

それでは次に、ユニバーサルデザインマップの推進についてお伺いしたいと思います。

ユニバーサルデザインマップに関して、昨年9月議会の代表質疑において、我が会派から、公共施設に限らず、民間施設も含めたあらゆる施設の情報をマッピングした誰もが使いやすいマップをウェブ上に構築してはどうかと質疑し、小原副市長より取組を進めていきたいとの回答をいただきましたが、世界パラ陸上競技選手権大会を目前に控え、その後の進捗はどうか。また、今後どのようにしていこうとお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 バリアフリー情報というのは、利用者の方に分かりやすくお伝えするのが非常に大事なものと認識しております。現在のところ、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づきまして、本市の施設につきまして、ホームページ上でこうバリアフリー情報として公表しております。

このバリアフリー情報はちょっと課題がありまして、多目的大型シートとかいうものにつきまして、呼び名が多少ページによって異なっているであるとか、ピクトグラムの統一がなかったと

いう課題がありますので、その点につきましては、兵庫県、あるいは関係機関と調整いたしまして、全て大型ベッド、介護ベッドとして統一することにしましたし、ピクトグラムにつきましては、JIS規格を用いるということで統一した上で、現在、最新情報について集約し、それが取りまとめでき次第ホームページに掲載する予定となっております。

そのバリアフリーマップのほうでございます、現在、神戸市バリアフリーマップというのがございますけれども、これにつきまして、今年2月に公共施設のバリアフリー施設につきまして、地図上でバリアフリー情報を容易に検索できるマップへとリニューアルをして、現在、ホームページに掲載したところでございます。これまで、施設にあるバリアフリー設備は何があるかというような検索だけだったんですけれども、このたびは、例えば、大型ベッドがある施設はどこというような、設備のほうから検索できるというような機能もできまして、当事者団体の方からも、これまでよりもバリアフリー情報が分かりやすくなったというふうにお声をいただいているところでございます。

今後は、さらに公共施設だけでなく民間施設のマップというのも必要で、それをユニバーサルデザインマップということで整備していこうとしておまして、これも民間施設のバリアフリー情報を本市のホームページ上に掲載するために、民間のアプリを活用して整備していこうと考えております。これは新たにユーザー投稿型ということで、民間のアプリのほうに利用者の方からいろいろ投稿していただく、あとは民間の施設から投稿していただくということで、民間施設についての情報も入っていくようなマップになるようなことを、今、準備をしているところで、今年の夏頃を目指して構築できるように進めているところでございます。

このユニバーサルデザインマップにつきましては、市民や民間事業者の方に対してもそういうものがある、情報を入れていただくということも周知しながら情報を増やして行って、使いやすいものに整備していくことが必要だと思いますので、そういった周知についても努めてまいりたいと考えているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。本当に前向きな御答弁いただきまして、今年の夏頃を目標に、公共施設だけじゃなくて、民間施設のバリアフリーの情報も併せてユニバーサルデザインマップとして構築していただけるということで、準備を進めていただいているということで、本当に感謝申し上げたいと思います。

また別になりますけど、我が会派、議会でお話しをさせていただいた多目的大型シート、新神戸のほうで設置していただいて、それを何かアンケートなんか取って、これがどういうものなのかということ、皆さんの市民意見も聞くようなことをちらっとお聞きしましたので、いろんな形でそういう取組を、ユニバーサルデザインの取組もしていただいておりますことを感謝申し上げます。

それでは次は、フレイルへの対策についてお伺いします。

さらなる高齢化の進捗により健康寿命の延伸についての意識が高まるとともに、フレイルに対する関心も広がりを見せております。新型コロナによる外出控えが収まり、地域行事等の再開が進む中、積極的に参加しようとする方には情報発信が重要と考えますが、一方、参加しようとする方へのフォローをいかに行うかも重要と考えます。

そこで、地域の身近なところで行われているふれあい喫茶などと連動したフレイル体操の実施も1案であり、さらなる地域でのフレイル体操の拡充は重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 地域でふれあい喫茶をはじめ様々な住民主体の集いの場がございます。フレイルにつきましては、社会とのつながりを失うことから始まると言われてございますので、いかに皆さんに交流の場を広げていくかというのが大事かと思っております。そのための1つの取組としてフレイル体操というのがあるかと考えております。現在、体操を取り入れている団体は189団体でございます。地域の高齢者が集まる場では、実際にプログラムに体操を取り入れているところが多いというふうに承知しております。取り入れていただくための仕組みと申しますか、周知・啓発・広報、そういうのも大事だと考えております。これまで、体操のDVD、ユーチューブ、そういったものを通じてお知らせするほか、スマートこうべ、介護予防・フレイル予防応援サイト、そういったものを設けております。そのほかにもチラシ等の既存の媒体でございますけれども、そういったものを通じて周知を図ってきているというところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。実はこの兵庫区のほうで、兵庫区の南部を中心に、いきいき百歳体操ということで、実は毎年、もう2年になるんですけども、ノエビアスタジアム神戸でフレイル体操を続けてこられてる、そういった高齢者200名ぐらい年1回集まって、年に1回、ノエビアスタジアムでフレイル体操ができるということで、多くの方が集い合わせられておまして、私も声かけていただいて参加しておりますけれども、やはりその中には90歳を超えられる方も参加されたりとか、名前のごとく生き生きとフレイル体操に取り組まれております。そういった中で、本当にこういった全市展開というのはなかなか難しいのか分かりませんが、ラジオ体操でも年に1回、ノエビアでやっておられたりとかいうようなこともございますので、そういった場というか、一遍そういったフレイルの体操に対しても取り組んでいただけたらということで、これは要望とさせていただきます。

それでは、最後は、世界パラ陸上競技選手権大会に関連してお聞きしたいと思うんですけども、いよいよ世界パラ陸上選手権大会を迎えるに当たり、大会そのものはパリパラリンピックの最終選考という位置づけもあり、熱戦が繰り広げられることが大いに期待されます。神戸市が世界的障害者スポーツ大会を開催することの意義も大きいと思っております。当大会を通じて国内外からの出場者・関係役員や来場者に福祉のまち神戸をしてもらいたい。また、神戸市民にも、神戸が福祉のまちであることを知ってもらい、そのために発信していくことが重要だと考えますが、いかがでございましょうか。

○森下福祉局長 世界パラ陸上競技選手権大会につきましては、東アジアで初の開催ということになると承知をしてございます。また、この大会の理念は、障害者の理解促進や施設のバリアフリー化などインクルーシブ社会の実現というのも掲げられているというふうにも承知をしてございます。我々も福祉のまち神戸を国内外に発信する絶好の機会であるというふうに捉えてございます。したがって、この中でバリアフリーの推進というのは1つのポイントでございますけれども、このバリアフリー化につきましては、障害の有無にかかわらず、高齢者の方からベビーカーを利用している子育て世代まで、誰もが住みやすいまちづくりを進めていく上で重要なことであるという認識もしてございまして、バリアフリー化を進めるということは、すなわち都市の品格を高めていく、そんなことだという認識を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

我々、これまでも鉄道駅舎のバリアフリー化にも取り組んでございまして、また、バリアフリー基本構想に基づいて駅周辺の整備、それから、広域的な視点が必要であることから、兵庫県が行っておりますチェック&アドバイス制度を活用して、神戸市内の主要施設の整備につきまして

アドバイスを頂戴したりしてございます。また、先ほどマップのところでも出ました大型ベッドの設置促進につきましても、様々なところに働きかけを行っているところでございます。

今後につきましても、福祉局が先頭に立ちまして、また、旗を振ってこういったことを発信し、また、実現してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。やはり世界のアスリートが来られるわけで、いろんな地域のところに協議会等も世界各地である中で、やはりせっかくこの神戸に来ていただけるということで、その選手や関係者の皆さんがSNSを発信していただけると思うんですね。そのSNSの影響力は絶大であり、国内外からの出場者、関係者・役員や来場者が福祉のまち神戸の魅力を感じていただき、ネット送信していただければ、K O B E——神戸の名が世界に広がるチャンスであり、また、神戸市民にも、神戸が福祉のまちであることを再認識していただく最高のチャンスであると考えております。

そこで、当大会が一過性に終わるものではなく、引き続き、今後どのように障害者福祉施策に取り組んでいくのか、森下局長の思いを最後聞かせてください。

○森下福祉局長 この大会は1つのきっかけであると思います。この大会を1つのきっかけとして、福祉の理解を深めていきたい。そして、福祉が持つ本来の意味である幸せ、市民みんなが幸せを実感できるような施策を展開していけたらいいというふうに思っております。

○分科員（菅野吉記） ありがとうございます。大きく本当に福祉の神戸、本当に福祉のまちとして誇ってきた神戸が世界に発信できるように引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

次に、松本のり子委員、発言席へどうぞ。

○分科員（松本のり子） おはようございます。それでは、一問一答でお願いいたします。

まず、介護保険法、障害者支援法についてお聞きいたします。

介護保険ですが、2025年度から介護保険報酬及び障害者報酬の改悪が予定されています。要介護の高齢者や障害者、それを支えるケア労働者をないがしろにした方向に今進もうとしています。

介護保険の訪問介護の報酬の件ですが、ヘルパーに渡す処遇改善費は新たに加算されますが、事業所に支払われる基本報酬が減らされます。基本報酬が減らされると、事業所の賃料や水光熱費、事務員の給料などに影響が出てきます。小さな事業所ほど確実に毎月赤字になっていきます。事業所をいつまで続けられるのか分からない、こういったお声もお聞きしているところです。

国に基本報酬引き下げするなどの声を上げると同時に、基本報酬が減らされた分は、神戸市独自の支援を考えるべきですが、いかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 訪問介護の件でございます。今般、基本報酬の引下げということでございます。一方で、処遇改善に取り組んでいくということで、そのための加算の仕組みが見直されたというところでございます。

加算につきましては、今後、質の高い介護サービスを確保していくということで、今後増大していく介護ニーズに対応していくための見直しということで、従来、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算と3種類ございましたけれども、これを順次拡大してきたというところでございますけれども、これを、さらなる資質向上のためのキャリアパスの構築等の取組を推進するためということと、見直しを図るということで、今般、行われるということで、3つのこの処遇改善加算を一本化するということでございます。

一方で、処遇改善加算につきましては、事務作業の煩雑さ等、あるいは制度の複雑さ、また、職員間の賃金バランス、利用者負担などを理由に取得しにくい事業者が一定数あるというふうにもお聞きしておりますので、取得率が7割台にとどまっているということでございます。

そういったこともありまして、この処遇改善加算をまずは取りやすくしていくということで、そのための支援を図っていくということがまず必要かと考えているところでございます。

○分科員（松本のり子） 処遇改善費は、人件費全部払わなきゃいけないもんですから、それは私も分かってますし、そういうふうな質問したと思うんですが、お聞きしたかったのは、基本報酬、まず処遇改善費を、まずそこをヘルパー確保するために渡すんだということですが、基本報酬が小規模になればなるほど引き下げられていきますので、事業所がそれだと成り立たないということなんですね。例えば、私がお聞きしてきた事業所では、利用者さんが150から160名いる小規模の事業所なんですけど、そこで処遇改善費は、常勤加算が13.5名で総時間が2,214時間で1か月1人当たり5,779円アップするんです。年間72万円ほど増えるんです、処遇改善費でね。だから、ヘルパーさんたちはお給料が上がります。だけれども、基本報酬の部分は、1か月9万7,100円減りますので、年間約120万円減るんですね。年間約120万円減れば、事業所自体が困難になるということで、これはだから国に意見を言うと同時に、神戸市としても対策立てないと、ヘルパーがどんどん大きなところにもう行ってしまふ。小さな事業所が潰されてしまふ。そういうことになると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○若杉福祉局副局長 訪問介護事業所につきましては、小規模な事業所が多いということでも理解しております。基本報酬の引き下げにつきましては、国におきまして、今般、その収支の状況を踏まえた見直しというふうに承知しているところでございます。

今回の報酬改定の影響がどうなるかというところは、今後、見極めていく必要がございますけれども、国に対しては、従来からも必要な報酬体系の見直し、安定的な介護サービスの提供、介護保険制度を維持していくためには必要なものということで要望しているところでございますので、その動向を見守っていきたいというふうに考えてございます。

○分科員（松本のり子） 多分、先ほどの御答弁は、朝日新聞に大きく記事が2月26日付で出ましたよね。これによれば国は、訪問介護は改定しても7.8%、今までよりも介護事業所にお金が行くんだというふうには書いてるんですが、朝日新聞が、これについては、大きなところは、株式会社なんかは、このアンケート、国のアンケートで答えてるけれども、小さな事業所はもう忙しくて、そんなアンケートなんか書く暇ない。だから、小規模の事業所のデータが反映されていないから、この7.8%、訪問介護が今後増えるなんていうのは、これはまやかしであるというようなことが朝日新聞に出て、これは私もそのとおりだなと思うんですが、これ読まれてどのように思われました。

○若杉福祉局副局長 記事につきましては、1つの——何ていいますか——やり取りの下の見解ということで、それが全てという、それをもって全てというふうには理解できないかなというふうには考えております。

一方で、小規模な事業所がたくさんあるということも承知してございます。このたびの見直しが本当にそういった事業所に影響が出てくるのかということは、従来からも各事業者団体、あるいは個別の事業者の方の御意見も伺っているところですので、今後そういった事業者の方の声も丁寧に聞きながら、どうあるべきかというのは検討してまいりたいと考えております。

○分科員（松本のり子） 今後検討するということですが、先ほど私がお示しました1つの介護

事業所、本当にもうしっかり計算してはるんですよ。処遇改善費は、先ほども言いましたけども、72万増える。だけれども、基本報酬が年間120万減る。これについて大変だなと思われませんか。それとも、減る事業所、年間120万減る事業所、これについてどのように神戸市は今お考えなんでしょうか。

○若杉福祉局副局長 今、1つの例ということで提示いただいたかと思います。全ての事業所がそういう状況にあるかどうかということにつきましては、これからいろいろな事業所の方のお声を聞きながら判断していきたいと考えております。

○分科員（松本のり子） これからゆっくりしてもらったら困るんですよ、4月からこれが始まりますので。これまでも全く事業所にアンケートを取るとか、訪問介護の事業所にね、何も手打ちは打ってないんでしょうか。ただ寄せられた、どうなるんですかと寄せられた意見にだけ答えられて、電話対応してるとか、そんな程度なんでしょうか。私は今こそ介護事業所、訪問介護の事業所にきっちり早急にアンケートを取って、あるいは訪問して、意見を全部聞くべきだと思いますがいかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 現在、全ての事業所にアンケートを取っているかということ、そういう状況ではございません。一方で、アンケートにつきましては、各事業所、日頃の活動で非常に多忙だというふうなこともお伺いしています。先ほど、個別のアンケートがなかなか答えられない事業所もあるというようにお伺いしておりますので、アンケートという手法だけがいいのかということとはちょっと考えたいというふうに思います。

いずれにしても、個別事業者のお声は丁寧に聞いてまいりたいというふうに考えております。

○分科員（松本のり子） アンケートでも取り方があると思うんですよ。A4ぎっしり書くのかね。これが改定されて減るのか増えるのか、あんとこは存続できるのかできないのかと、もうそれだけでもできないのが多ければ、じゃあどうやって次、福祉局として手を打っていくかという対策が取れますよね。だから、早急にやっぱりこれは——聞いていくとおっしゃいましたから、どの事業所にどの程度聞かれるのでしょうか、いつ頃までに。

○若杉福祉局副局長 今現在、この場でどれだけのどういう形でお聞きするかということは、今持ち合わせてるわけではございません。しかしながら、繰り返しになりますけれども、丁寧には聞いてまいりたいというふうに考えております。

○分科員（松本のり子） これ以上言っても平行線ですから、次の常任委員会でしっかりとこの質問の続きをさせてもらいますので、それまでに局の中でしっかり検討していただきたいということを要望して、次の障害者福祉現場で働く主に就労継続支援B型についてお聞きします。

このB型で働く障害者の1か月のお給料が1万5,000円以下だと、事業所に入る基本報酬がこのたび減額されるということになりました。知的・精神障害の方では、作業中に急に情緒が乱れてしまうなどの症状が出て、仕事が途中でできなくなる人もいます。そして、利用者の情緒が崩れたときの支援が、非常に職員が大変だとも聞いています。支援度の高い人たちを受け入れているこのB型事業所で報酬を減らすことは支援の水準を引き下げることにつながります。基本報酬を下げないように国に求めるとともに、独自支援をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 障害福祉サービスの特に就労支援B型の報酬改定ということにつきましてですが、就労継続支援B型の報酬体系につきましては、今回の前、令和3年度の報酬改定のときに、全てそれまでは、報酬じゃなくて工賃ですね、工賃によって報酬が決まるというもの

だったんですけれども、やはり重度の方であったりとか、安定した工賃を稼げないという方もいらっしゃると思いますので、その工賃による報酬体系と、もう1つ生産活動への参加を評価する報酬体系ということで2つに分かれたところがございます。

このたび、令和6年度の改定におきましては、工賃による報酬を決めるというところで、さらに1万5,000円以下というところで、工賃がなかなか上がらない方についてのところの支援につきましての基本報酬を下げるということが、今度は見直しというかされたところがございます。

ただ、一方で、工賃月額算定方法というの併せて見直しをしております、委員がおっしゃいましたように、障害の程度によりましたら、なかなか利用日数が少なくなったりとか、工賃が上げられないという方もいるという事情は分かっておりますので、そういった方についての、今までは全ての方の平均工賃ということだったんですけれども、そういう配慮を必要な方がいるところについては配慮するというような工賃の算定方法というのを見直しているというふうに、国の今回の報酬改定の概要では説明されているところがございます

B型につきましては、やはり工賃を上げていくということが就労支援につながる場所では非常に大事なところがございますので、神戸市といたしましては、工賃アップについての支援は引き続き進めてまいりたいと思っております。

その報酬の改定に伴いまして、委員おっしゃいましたように、支援が必要な方への支援の部分のところの工賃との反映のところにつきましては、報酬改定後、事業所の状況等も把握した上で、必要な要望につきましては、国にはしていきたいと考えているところがございます。

○分科員（松本のり子） 先ほど工賃アップの支援は考えているという御答弁でしたが、具体的にどういった支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 工賃アップにつきましては、これまでも事業所で製作する商品の販路を広げるために、自立支援協議会であるとか、各区の区社協とか区役所のほうでも販売会を行っていたりとか、神戸ふれあい工房などによっても積極的に販売していくような仕組みをつくっております、そういった販売会、そして、工賃を上げていくようなこと、あとは商品力も上げていくような取組もこれまでしておりますので、そういったところを引き続き事業所に効果のあるような工賃アップ策というのは検討してまいりたいと考えております。

○分科員（松本のり子） このB型で働く人たちというのは、幾つかの事業所にお聞きしますと、やはり日々体調に波があると、障害の特性で利用日数が少ない方もいらっしゃるし、あるいは来られてても通院で帰ったりすると。だから、なかなか1万5,000円に満たないと。

厚労省による令和3年度の工賃の実績についてというのを見れば、B型事業所では、平均工賃が1万4,393円となっているんですね——1万5,000円以下なんですよ、やはり。時給換算すると、これは平均233円なんですけど、神戸市では、B型事業所でこの平均工賃、厚労省が出してまずこの平均工賃は神戸市では幾らになるのでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 すみません、今手元にすぐございませんので、調べてからということになります。申し訳ありません。

神戸市、平均工賃は1万2,686円です。これが令和3年度の実績ということなので、直近のはございませんけれども、申し訳ありません。

○分科員（松本のり子） 多分これ1万2,000円だと全国平均よりも低いんですよ。だから、平均が1万2,000円だと、かなりこのB型事業所が、こういうことを、国のほうが1万5,000円以下はほとんど基本報酬が減額されるとなれば、大変な状況になると思うんですが、これを今後様子を

見ながら把握していくということですが、様子を見ながらではちょっともう、本当かなり不安が  
 っってらっしゃると思うんですけども、もう少し早急に何か手だてを打つべきだと思いますが、い  
 かがでしょうか。

○**奥谷福祉局副局長** 平均工賃の出し方、報酬に算定する算定方法というのを今回、先ほども御説  
 明させていただいたんですけど、算定方法も併せて見直しているということですので、利用日数  
 が少ない方を受け入れてるという配慮は国も把握した上で、そういう方の計算方法、今までは全  
 部の平均だったものを、そういった方もいらっしゃるのを配慮した算定方法というのを新たに今  
 回見直しているということですので、その結果、どうなるかということにつきましては、  
 今後の状況を把握してまいりたいと考えております。

○**分科員**（松本のり子） 先ほどの介護保険と一緒に、まずこれが出てきてから、1月末か2月ぐ  
 らいに出てきましたよね、急遽。聞き取りとか、この現場の声というのはお聞きされてるん  
 でしょうか。

○**奥谷福祉局副局長** 国の報酬改定のが出た段階で、少しずついろんなお声をこちらが聞き取る  
 というよりも、いろいろなお声はそれぞれ聞いているところではございます。就労B以外でもいろ  
 んな、生活介護であるとかいろんな報酬のところもどうなるんだろうということも含めて質問な  
 んかはありますし、これから正式に説明もしていきますし、国からの報酬も具体的にどうするか  
 というのも、年度末に向けて、出てきたものをお伝えする機会もございますので、そういったと  
 ころでもお伝えしながら、御不安なんかのところ、御心配なところも聞き取っていききたいとい  
 うふうに考えているところでございます。

○**分科員**（松本のり子） 現場はやっぱし4月から変わるということでは、本当にもうどうなるん  
 だろうかと、要するに職員の給料を下げるしかないだろうかと。ここのB型なんかで働いてお  
 られる方というのは、利用者さんが——障害者の方が、いろんな面で急遽怒り出したりとか、も  
 ういろいろな大変な状況がある中で、メンタルをやられる方もすごく多いと聞いてるんですね。  
 それに対応できない若い職員の皆さんなんかは。そんなときに、今でも安いのもっと下げる、  
 給料が下がったらどうしようと、もうほかのところの仕事探そうとか、そういった状況が今も  
 うお電話して聞き取ればそういう状況がありますので、現場から神戸市に対してどうなるん  
 でしょうかというのを聞くだけではなしに、やっぱし現場に入ってちゃんと聞いていただきたい  
 んですけど、そのことが安心につながるんですけど、その点は何かえらい悠長やな思うんですけど、い  
 かがでしょうか。

○**奥谷福祉局副局長** 事業所さんの御意見につきましては、いろいろな機会を通じまして、個々に  
 いろいろお話を聞く機会もございますので、そういったところを活用しながら情報収集には努め  
 てまいりたいと思っておりますし、場合によったら、事業所さんに訪問することなども必要か  
 もしれませんので、そういうところも含めまして事業所さん、現場の状況というのは把握して  
 まいりたいと考えております。

○**分科員**（松本のり子） 把握されて、絶対に今、事業所に入ってくる収入が減らされる場合は、  
 独自で何か考えられるということで理解していいんでしょうか、減らされることについては。

○**奥谷福祉局副局長** 減らされるかどうかということも含めてなんですけれども、どういう理由  
 でどうしても報酬が下がってきているのかということも踏まえて、必要に応じて国にも要望し  
 てまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**分科員**（松本のり子） 国に要望するのは当然のことながら、独自で何か考えられることは

全く検討されてないんですか。

○**奥谷福祉局副局長** それにつきましても状況を把握してからになりますので、何が課題かによってどんな支援ができるかも変わってくるかと思っておりますので、今回の報酬改定によってどんな影響が出るか、何が原因なのか、何をすれば一番いいのかも含めまして、国に要望するべきものは要望してまいりますし、市で対応できるものがあるのかないのかも含めまして、そういったところも見据えながら状況把握には努めてまいりたいと思います。

○**分科員（松本のり子）** 市で何が必要で、必要なものは何かということで、市で対応するとおっしゃいました。だからこそ私はもっともっと早く、そこでもう座ってるんじゃないし現場に出てほしいということを申し上げて、これは申し上げて、次に行きます。

次に、介護保険料の値上げについてです。

2024年度から介護保険料が上がります。年間合計所得金額が80万円から120万円の人が1か月、保険料が180円、年間2,160円上がります。年間所得金額が120万から190万円の人が1か月800円、年間9,600円の値上げです。市民負担は15億円にも上ります。物価高騰で大変厳しいときに値上げはやめるべきです。一般会計を投入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○**森下福祉局長** 今回の介護保険料の改定でございますけれども、今回の第9期の介護保険料につきましては、計算いたしますと、第8期との実績との比較で7.3%、これは介護給付費が7.3%上昇するというそういう計算を我々してございました。そういう計算で介護保険料を算定いたしますと、今お示しをしている額よりもかなり増加するというところでございましたけれども、今回、介護保険計画の第9期の期間を迎えるに当たりまして、国の方針といたしまして、1号被保険者間での所得の再配分機能を強化しようという、そういう方針の下に標準段階の多段階化、それから、高所得者の標準乗率の引上げ、そして、低所得者の標準乗率の引下げ、そういった方針が打ち出されたところでございます。

我々も一旦計算しました上でそういった方針に基づきまして、さらには、神戸市としてできることは何かないのかというようなところで多段階化のところに着目いたしまして、国が示す段階よりもたくさんの段階にする。それからまた、被保険者間の負担料率の配分をさらに考え直すというふうなことで、低所得者層への配慮をしたというところでございます。

そういったことで、今回お示ししております2.8%の180円増というようなところに持ってきたというふうなことでございますので、我々としては、一定の配慮と申しますか、一定の引下げ策を講じたというふうにご覧いただいておりますので、今回、こういう形で議会のほうへ介護保険料を提案させていただいているという状況でございます。

○**分科員（松本のり子）** 要するに一般会計から入れませんよと、この15億円が市民負担になるけれども、これは低所得者の方たちへ一定の配慮をしているから問題ないんだという御答弁だったかなと思うんですけれども、先ほども私が言いましたように、年間合計所得金額が80万から120万の人というのは、1か月10万円も満たない、そういった方たちに年間2,160円上げていくと。あと、190万円以内の人たち、その人たちには年間9,600円、ほぼほぼ1万円引き上げられるんですよね。そういうことで一定の配慮をしたと、私はやっぱりこれは言えないと思うんですよ。一般的に配慮したのは第3段階までで、世帯全員が非課税で、なおかつ公的年金が120万円、そういった80万とか以下の人とか、その程度なんでね。本当にそれ以上の人は全部上がっていますので、これはやはり一般会計入れるべきじゃありませんか。もう1度お願いします。

○**若杉福祉局副局長** 介護保険制度そのものでございますけれども、まず、国や地方の財政事情に

よる制度運営への影響を過大に受けることなく、財源を安定的に確保するために、保険料、公費、利用者負担を組み合わせで設けられていると、そういう仕組みでございます

そんな中でございますが、国は、保険料減免に充てるために一般財源を繰り入れることは、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適切ではないという見解を示しております。我々としましても、本市としましても、その考え方に従いまして、適切ではないというふうに考えてございます。

○分科員（松本のり子） 利用者負担で成り立っている介護保険だから利用者でやっていくんだというお話だったかと思うんですけども、利用者負担で成り立っているものであるならば、介護給付費等の準備基金、これが令和6年度末見込みで89億ありますよね。そういう意味では、ここを、私はこの今本当に物価高騰で厳しいときにここを取り崩して、値上げはすべきでないと思います。利用者の皆さんたちがこの基金をためてるんですから、利用者負担で成り立っているこれを使うべきだと思います。

○若杉福祉局副局長 今般、第9期に当たりまして介護給付費等準備基金でございます。計画の中では、残高としまして120億円を見込んでいるところでございます。その半分、約60億円を取り崩して、今回、保険料引下げの原資として充てていくということで、これによって保険料負担の軽減を図っているところでございます。

○分科員（松本のり子） あと60億も今置く必要があるでしょうか。値上げをやめるためには今残している60億も取り崩すべきだと思いますが、いかがでしょう。

○若杉福祉局副局長 全額取り崩すべしという考え方があるのも承知しております。仮にですけれども、これ全額取り崩して、この9期の保険料を軽減した場合、今後ますます介護給付費の増が高齢化に伴って見込まれるという中で、そうした措置を取った場合、10期にそういった給付費の自然増というのでも合わせますと、負担が急激に増えるというようなことにもなりかねないということ、またあわせまして、今回、報酬改定で令和6年度と7年度のベースアップにつながるよう、増改定行われております。その計画期間の3年目につきましては、賃金改善の実施状況を踏まえて、令和8年度予算編成で検討するというようなことも示されておりますので、令和8年度に臨時の報酬改定が見込まれていると、そういったものに備えておくべき必要があるということで、一定の額、半分、2分の1でございますが、それを基金として取り残しておくということで、全額の取崩しは行わないということでしております。

○分科員（松本のり子） 取り崩すべきだということで、ゼロ円に、全額取り崩せとは言っておりませんので、60億あるんだったらもう少し検討の余地があるんじゃないですかというお話をさせていただいてるんです。ぜひこれはもう検討していただきたい。なぜならば、市バスのバス代も上がるわ、水道代も上がるわ、ここで介護保険料も上がるわというたら、本当に市民——スーパーに行けばまだまだ物価は高騰している中で、どうやって暮らしていくんだらうかという御心配の声をあちこちで聞いてますので、介護保険料だけだったら一番少ない人が180円ですよ、1か月、と思われるかも分かりませんが、神戸市に住む以上、トータルで今回大幅な値上げになりますので、これはぜひそういう観点で、福祉局として検討し直してほしい。60億をもう少し取り崩していただきたいということを要望して次に行きます。

次は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてお聞きします。

この新法は2024年4月1日に施行されます。都道府県は計画を策定し、市町村は基本計画の策定に努めるということになっています。女性をめぐる課題は、生活困窮や性暴力、性犯罪被害な

ど、多様化・複合化しています。今、コロナ禍により、このような課題が顕在化し、孤独・孤立対策を含め、女性支援強化が喫緊の課題とされています。福祉局として、新法に沿ってどのようなことをしようとされているのでしょうか。

○若杉福祉局副局長 今、委員から、女性をめぐる課題は複雑化しているということでした。

各区に暮らし支援窓口、いろいろ生活上のお困り事をお聞きする窓口がございます。その中では、新規相談件数、今年12月までで約2,500件ございましたけれども、やはり約半数近くが女性からの御相談ということでございます。年代も様々でございますが、40代・50代の方が多くいらっしゃるというところでございます。相談としましては、経済的な御相談が多い反面、御家族との関係、子育て、またDVといったような虐待、そういったような非常に深刻な根深い課題、御相談もあるというふうに承知しております。

そういった状況を踏まえまして、福祉局としましては、福祉局単体でというわけではなく、関係機関等との連携が必要になってくるというふうに考えております。例えばですが、DVや虐待の緊急対応が必要であれば、暮らし支援窓口を通じて母子生活支援施設、あるいは兵庫県女性家庭支援センターの利用につなげていくというようなこと。また、暮らし支援窓口の相談対応の中で、例えばですけども、生理用品の支援が必要であれば、そういった生理用品の無料配付を行っているようなところを御案内するというようなところで、まず、相談支援機関としての役割を果たしていく。そのために必要な関係機関、今回、女性新法の中では、民間団体との連携もうたわれているところです。そういった民間団体との関係も強化しながら、必要な支援につなげていくというふうなことをやっていきたいというふうに考えております。

○分科員（松本のり子） 民間団体の強化ということでは、最も日本でも有名な女性をサポートしている民間団体のC o l a b oとかBOND、生きづらさを抱えている若い女性への支援で有名ですが、こういったところと私本当にヒアリングをされるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 生活にお困りの方を支援していくに当たっては、民間団体との連携は今の状況では不可欠というふうに考えております。今例示された団体に限らずですけども、民間で支援活動をなさっているような団体につきましては、いろんな機会を通じてヒアリング、あるいは意見交換をさせていただいておりますので、今後もそういったことを続けていきたいと考えております。

○分科員（松本のり子） 1つ提案なんですけれども、本当に年間、暮らし支援の窓口で電話相談が2,500件、これが私は決して多いとは思わないんですが、例えば、駅とか商業施設のトイレにポスターなど、こういうところに電話してくださいとか——お困りの女性は——ということも大々的にみんなが見えるように、そのことが必要じゃないかなと思うんですが、これぐらいだったらどうってことない、簡単にできると思うんですが、そういった駅とか商業施設のトイレに貼っていただくのはいかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 今、御提案いただいた方法というのも1つだと思います。また、ネットカフェとか、そういう居場所がないといいますか居場所にお困りの方が行かれる場所とか、そういったところもあると思います。いろんな機会を通じて周知を図っていくというのは重要だと思いますので、今、御提案いただいたことも含めまして検討してまいりたいと思います。

○分科員（松本のり子） やはりSNSによるアウトリーチの重要性、支援が必要な人を待ってる

んじゃないくて、こっちから積極的に見つけていく必要というのが、今、本当に言われてますよね。その意味でも、今よく言われてるのがグリ下とかト一横、そこでたむろをしている若い女性たち。神戸でも全くないのかといえば私はそうじゃないと思うんですね。大阪のこれだけグリ下でいっぱい言われてるんですから、神戸でそういうところを、たむろしている女性たち、その辺を調査しに行かれたことってあるんでしょうか。

○若杉福祉局副局長　そういう繁華街でたむろされている女性ということで、恐らく若い女性が中心になろうかと思えます。神戸市においてその現状を調査したということとはございません。ただし、民間で支援をされている方々というのは、いろんな機会を通じてそういったお困りの状況に陥っている女性の方々と接している機会がございますので、まず、そういった方、支援団体を通じて今の状況を把握していると、そういった状況でございます。

○分科員（松本のり子）　その民間団体がいろいろ調査されてるということですが、神戸においてはどの辺が1つの場所、集まってる場所になってるんですか。

○森下福祉局長　すみません、今、若杉のほうから申しあげましたように、我々福祉局が直接に調査をしているわけではございませんので、そういった問題に今この場で正確にお答えすることはできませんけれども、やっぱりグリ下とかト一横というようなお話と並べて比べますと、三宮周辺、もしくはその辺りではなかろうかというふうに思っております。さらには、あの辺りは地元の方の自主的な団体もございますし、生田警察等、もしくは中央区役所も、現在ちょっとできてののかどうか分かりませんが、パトロール等もしてございますので、そういった冒頭に申しあげましたように、いろいろな団体と連携をしていくという、そういうことが大切なんだという認識はしてございます。

○分科員（松本のり子）　本当に連携して、その次どう動くのかいうところまで本当はお聞きしたかったんですが、この場所で。なかなかそのところが出てこなくて、連携していくというだけなんで、ぜひ、大変な、こういうところでたむろしている女性が、私もちょっと見ましたら、要するにパパ活で2万円稼いで、それをホストに行き——自己肯定感が低い女性が圧倒的に多いですから、そのホストクラブでちょっとかわいいねとか言って自己肯定感を上げていく、そういう生活していると、体も心もぼろぼろになって、本当に人生大変な方向に行ってしまうと思うんですね。そういう人たちがこの神戸でも生まれないように、連携していくということですので、やっぱり福祉局もその中心になってやっていただきたいということを強く申し上げて、次に行きます。次、最後ですが、ライフパートナー制度です。

昨年12月25日から実施しているこの神戸のライフパートナー制度ですが、兵庫県は4月から実施しますが、県と市の大きな違いは、県は希望に応じて子供、親などの氏名を証明書に記載できることです。県と市と両方のカードを受領することができるので問題ないと思われているかもしれませんが、県知事は、誰もがパートナーと協力しながら安心して暮らせるよう制度を導入したい、災害が起きた際にスムーズに避難したり、支援を受けたりするための環境整備につながる——このように言われています。市としても、親だけでなく子供も証明書にやはり記載すべきですが、いかがでしょうか。

○土井福祉局部長　本市のライフパートナー制度について、子供等も対象にすべきではないかという御質問ですが、本市につきましては、基本的にはライフパートナーの制度ということで、あくまでパートナーの関係を対象にさせていただきます。子供を対象とすることにつきましては、民法上、親子関係の規定がありますことや、子供自身の意思の尊重、意思確認をどのように

担保するかといった課題がありまして、慎重に検討する必要があると考えております。

今後、ライフパートナー制度を運用していく中で、県の制度とか、あるいは他都市の状況なども注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○分科員（松本のり子） 県は、制度が導入されると、ホームページに、今も書いてますけども、ホームページにしっかりと県の中の市町のことも書くそうなんです。そのときに、明石とか宝塚とか高砂はファミリー制度がありますよと。神戸市はありませんよと、パートナーだけですよと。やっぱり150万都市として、この今の本当に誰もが生きやすい世の中をとという流れの中で一あ、終わってる、ぜひこれは検討していただきたいということを申し上げて終わります。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

次に、かじ理事、発言席へどうぞ。

○副主査（かじ幸夫） こうべ未来のかじ幸夫です。どうぞよろしくお願いいたします。質問の前に、能登半島の地震に触れて少し要望しておきたいと思います。

現地に心を寄せると、こういう思いは今も社会、もっと言えば神戸全体で共有されているというふうに思うんですけど、今、私たちがしないといけないのは、本当は現地にもう直接行って手を差し伸べたいですよ。でもそうではなくて、来るべき南海トラフに備えて、しっかり備えができてくるかということを再確認する、今がちょうどその時期だと思って、かじも12月31日、大みそかまではちょっとぼけてましたね。1月1日以降、改めて再チェックをする必要があるというふうに思ってますし、ぜひ皆さんも考えてください。大丈夫ですか、備えは。家族は大丈夫ですか。地域は大丈夫ですか。職場は大丈夫ですか。神戸市は大丈夫ですか。こういうことで、改めて備えをしっかりとっておいていただきたいということで、福祉局の皆さんには、特に立場の弱い皆さんが1人も見逃すことなく、ちゃんと見守って、そして守っていけるのかということを改めて、局別の今日終わればすぐにも、再チェックを、再点検をしてほしいなど要望しておきます。よろしくお祈りします。

質問に入ります。プレフレイル対策です。

フレイルについて、神戸市のホームページを見ますと、病気ではないけれども、年齢とともに筋力や心身の活力が低下をし、介護が必要になりやすいと。健康と要介護の間の状態と定義されてます。加えて、フレイルであることに早く気づいて、栄養、運動、社会参加に取り組めば——この社会参加というのは本当に市内の諸先輩にぜひお願いしたいところなんです、健康寿命を延ばすための最大限の効果が出る。社会参加に取り組めば元の状態に戻ることができると、ここまですら定義をされてます。

このフレイル対策は、福祉局だけではなくて、健康局など関係部局としっかり連携をして、健康寿命を延ばすために最大限の効果が出る施策をぜひお願いしたいというところです。

次年度の予算の中には、生活機能の低下が見られる要支援者等を対象としたフレイル改善のための通所型サービスについて、実施箇所が14か所から39か所に大幅に拡大するとされてます。これまで、各区と支所、あとプラスアルファということで14か所されてきてますが、新年度はこれに25増えていくということですね。まずはこの場所であったり、実施主体、これまでの取組も様々だと思うんですが、実施内容であったり、スケジュールであったり、39か所をどのように運営していくのか、お考えを伺いたいと思います。

○若杉福祉局副局長 当事業でございます。対象者の方は、要支援1、2の方でございます。栄養、運動、社会参加をバランスよく取り入れた複合型のプログラムを週1回実施いたしまして、これ

を6か月間提供するというそういう事業でございまして、そのサービス利用後につきましては、社会参加できるその場所をまたつないでいくというようなことで想定しております。

実施場所につきましては、現在、文化センターや地域福祉センターを実施しておりまして、生活圏域からできるだけ近い場所で参加したいと、そういうお声もありまして、実施箇所数の拡充を予定しているというところでございます。

事業につきましては、事業者選定が必要になってまいります。標準的なプログラムは市が指定いたしまして、具体的な実施内容であったりというようなところにつきましては、各事業者のノウハウを生かしていただくということでございます。また、場所についても、運営事業者において選定していただくと、確保していただくという、そういった事業になってございます。

令和6年度、39か所まで拡充していくということでございます。まず、介護保険の通所介護事業所であったり、民間企業、そういったところの運営側、担い手側についてもどんどん参入していただきたいと考えております。まず、令和6年4月時点では11か所からスタートし、年度内に39か所に拡充していくということで、その過程でまた公募をさせていただくという予定をしております。

プログラム内容につきましては、やはり栄養、口腔の専門講話といったものに加えまして、とりわけ社会参加を重視していきたいというふうに考えております。

すみません、繰り返しになりますけども、6か月終了後には、そういった地域の社会参加の場にスムーズにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 副主査（かじ幸夫） るる説明いただきました。開催場所について、少し再質問させていただきまます。文化センター、もしくは地域福祉センターと触れていただきました。ただ、基本的には事業者の方が選定をしていくということになるんだと思うんですけど、この地域福祉センターということで、少し要望も含めてお伺いしたいんですが、今のセンターの在り方が議論されてます、地域協働局で。この最終報告も出されてまして、地域活動の促進、地域社会の課題解決に寄与する施設だということらしいので、しかも、この地域福祉センターは各小学校区に1か所以上あるんですね。小学校区が163だとしたら、164だったかな、地域福祉センターは194ということで、かなりの市内に網羅されていると、これ何が言いたいかということ、小学校区に1つあるということは、小学生の足で通いやすいということなので、例えば、この今取り上げているフレイルで、少し足腰不自由であったりしても通いやすいところなんですね。文化センターという場所も紹介されましたけれども、せっかくあるこのセンターをしっかりとこのメニュー、通所型サービスのメニューとして開催が本当にふさわしいと思っておりますので、答弁の中にここも想定に入っているというふうにあったんで期待はしますけれども、できれば194か所ですか、これ全部でやると予算ごっついなこれ——なるとは思いますが、ぜひぜひ小学校区に1つ必ずあって、高齢の諸先輩が通いやすい、こういう観点で、この地域福祉センターの活用なんかをどんどん事業者に提案といひますか、助言をいただけたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 利用者が歩いて利用できるという点で本当に地域福祉センターの活用というのは有効だと考えてございます。

実施場所については、事業者から提案いただくというのがこの事業の枠組みでございましてけれども、今後、公募説明会等を実施してまいります。そういった場合に、地域福祉センターを含めた高齢者が利用しやすい場所を選定していただきたいということで説明してまいりたいと考えて

おります。

- 副主査（かじ幸夫） センターの在り方では、検討委員会とか、この間の本会議、委員会でも触れられてますけれども、やはり今の段階だと少し特定の団体とか特定の個人が主に使ってるんじゃないですかということで、今後、開かれていくようです。より多くの市民の方や事業者の方が使えるようになるんだらうというふうに見てますので、ぜひ前向きに御検討ください。

次に、障害福祉サービスにおける計画相談支援、少し前の質疑でも取り上げられてました。重要なところは御容赦ください。特に私からは、相談支援専門員について伺います。

この専門員、今、かじもしっかり状況をずっと確認をしているところなんですが、障害福祉や障害者の権利という法的なこと、制度的なこと、そしてまた、利用者それぞれの生活であったり、社会参加に関する知識であったり、最終的にはそれらに係る課題解決を図るための問題解決能力、そういうマネジメントを含めてこういう能力が求められているということで、ただ、介護におけるケアマネジャーに比べて、本当に成り手と申しますか、今現状、専門員の数が少ないと聞いてます。高度な専門職という評価をさらにして、その評価に見合ったような処遇改善で人材確保に努めてほしいと思ってまして、令和6年度の予算書では、人材確保に向けて市独自の様々な施策をされてます。それはそれでしっかり進めていただきたいんですが、少し目を介護のほうに移しますと、コウベ d e カイゴのメニューというのも本当に今これ他都市にも誇れるようないろんな知恵を出していただいて、コウベ d e カイゴを前へ進めていただいているということを私は認識してますので、ぜひこのコウベ d e カイゴにあるようなスキームを使って、例えば、介護であれば初任者研修に若干の費用補助があったりとか、いろんなメニューがありますね。同じように、相談支援専門員に関わるようなこと、初任者研修なのか、もしくは現任研修なのか、いろんなメニューがある中でも、同じスキームを使って支援ができないかなと思ってますが、お考えを伺います。

- 奥谷福祉局副局長 委員御指摘のとおり、計画相談のための相談支援専門員、障害福祉サービスに係る相談支援専門員というのは非常に足りないということで、神戸市につきましては、令和2年度から人材確保の補助金を創設いたしまして実施していますし、5年度につきましては、人材確保、定着支援、そして特に少ない障害児支援への計画相談を入れるための補助金などを創設いたしまして、現在、相談支援体制の確保に努めているところでございます。

委員おっしゃいました、コウベ d e カイゴにつきましては、介護の保険だけではなくて、障害福祉サービスでも同じように人材確保であるとか、環境改善なんかのところでも適用しているところがございますけれども、その研修費用につきましては、介護保険の中でもヘルパーの最初の初任研修というところについて助成——助成というか補助をしているという事例はございます

実際、障害の相談支援専門員になるときにも初任者研修、あとは現任研修などで一定の費用はかかっているところとは思いますが、それを事業所が負担している場合は、ある程度負担になっている可能性はあるかと思えますけど、現在のところ、具体的にその研修費用というところの要望というのをお聞きしてないところではございます。何よりも、立ち上げてからの運営のところでも非常に困っている、人件費のところでも困っているというところがありますので、現在の補助金をつくっているところではございますので、まずは、これをもっと事業所のほうに周知いたしまして、活用いただけるようにということも続けながら、先ほどの研修費などにつきましても、本当に必要性のところとか、加えて慎重に検討はしつつ、現在の補助金についてをまず周知することによって雇っていただいて、相談の支援専門員として働いていただけるような体制をまず努

めてまいりたいと考えておるところでございます。

- 副主査（かじ幸夫） 十分検討いただけるということなので、そこは前向きに捉えておきたいなというふうに思います。今回、この相談支援専門員のことを項目に上げるに当たって、西区で障害福祉事業に関わられていて、その関わりが深く、日々尽力されている方に少しお話を伺ってきました。その際、現状というのをよく学ばせていただいたんですが、さっきの質問でメニューについていろいろ質疑があったので、もう要望ということにとどめますけれども、自分がそしゃく、かじがそしゃくする中で、なぜケアマネジャーと、この相談支援専門員の数にこれだけの乖離が出ているのかということ。まだまだ、かじとしては仮説でしかないんですけど、やっぱりケアプランの作成するに当たって、神戸市ではセルフプランを受付されていると。これ実は県内ではもう神戸市と尼崎市ぐらいがセルフプランを認めている。その他の市町、もしくは県においては、一定多くの方がその相談支援専門員の方を通すという、こういう流れがあるというふうに少し現場のほうの声を伺いました。その辺の是非については、また機会があれば教えていただきたいんですが、例えば、セルフプランがなぜそんなに神戸市が多いのかという中で、障害児のセルフケアプランであると、何かフォーマットの、テンプレート的に、御家族の方でも少し記入がしやすいようなことを伺いました。一方で、18歳を超えるような障害者であると、やっぱりきめ細やかなところについて、やはり専門員のレクチャーといいますか、助言といいますか、そういうのが必要だということもあると。僕これ、ごめんなさい言葉が行き過ぎてたらすみません——セルフケアの提出というのをそもそもなくして、全て相談支援専門員の方という道筋をつくれないのかなというふうに思ってるんですが——これはもう質問にしませんよ——そんなふうに思ってるんですけども、そのことよりもまず今、福祉局にやっていただきたいのは、ちょっと話ししてきたことと少しだけそれですが、今、相談支援専門員の人数を伺いました、事前に。各区ごとにどれぐらい配置されて、この配置バランスってどうなってるのかとか、例えば、1人当たりの対応しているような処理の数、そういうのがどうなってるのかと一度ちょっと検証してもらえたらどうかなと思ってるんです。バランスがいいのであればいいですけど、ちょっとバランスに、例えば、西区から東灘区、北区も含めて神戸市広いですから、そういったことをいま一度検証していただいて、今後、この相談支援専門員をどれぐらい増やすのか、どれぐらいがいいのかも、少し前に言いましたケアマネジャーとなぜこれだけ差が出てるのかということも、実態をよくよく検証いただいて、今後の施策にぜひ生かしてほしいなと思います。かじもこの件、もう少し現場とか状況をよく見ながら、また改めて提案をしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、障害者の方の親なき後の対策ということで2点伺います。

1点目には、障害者の地域生活支援拠点における見守り支援。これまで支援が受けられない方とか受けられていなかった方とか、例えば、御高齢の御両親と一緒に、なかなかもう介護がしづらいという家庭について、見守り支援の対象として、例えば、その調査の対象として改めて調査対象者を見直して、この令和5年度に一定調査をされたということをお伺いして、もう3月からですから、もう始まってますかね、訪問等による支援も実施するというふうに伺ってます。まずは令和5年度に、この地域生活支援拠点における調査の見直し等、具体的にどのような見直しを行ったのかということと、このことから見込まれる今後の効果等についてお伺いしたいと思います。

- 奥谷福祉局副局長 本市におきましては、各区1か所設置しております地域生活支援拠点という

ところで親なき後対策というのに取り組んでいくということにしております。その拠点に、これ本市独自になるんですけれども、そういう見守り支援員というのを配置しております。この見守り支援員が孤立化リスクの高い障害者についてのアウトリーチを行って、状況を把握しながら、必要に応じて必要な支援につなげていくという役割を持っているものでございます。

この見守り支援員が実際どのような方に訪問するかという、アウトリーチしていくかということの事前調査といたしまして、まず、令和2年度に1度見守り調査というのをしております。対象といたしましては、重度の身体、知的、精神の手帳を持っている方で、障害福祉サービス等を受けておられないと見込まれる方に対して、生活状況をお聞きした上で、その中で、例えば、サービスを受けておられないであったりとかという方について訪問していくという形で取り組んできたところでございます。

それから3年たっておりまして、状況も変わってきているということと、前回の調査では、返信があった方に対してリスクの高い方に積極的に行ったということなんですけれども、実際は返信のなかった方のほうがリスクがあるかもしれないということも踏まえまして、今回の調査の中では、返信のなかった方にもアプローチしていこうということにしているところでございます。また、アンケート項目の中では、お仕事してますかであるとか、家族がいらっしゃいますかとは聞いているんですけれども、今回は、例えば、お子様とだけ暮らしておられる方であるとか、高齢者の方とお住まいであって家族はいるけれども、その方が介護が必要であるかというようなところのことも分かるような調査をさせていただいて、そういった中でリスクが、返信があった方でもよりリスク高いところについては訪問していこうという形で調査いたしまして、実際、3月から実際の訪問調査に入っていこうというところでございます。

あと、対象を先ほど重度の方というふうを中心にしていたんですけれども、実際取り組んでいく中で、知的の中度の方というのも実際は支援が必要なことが多いんじゃないかということがありますので、今回は、手帳のB1という中度の方ということについて、知的の方についても調査を行っているところでございます。非常に数が多いので、身体の方については、2回目ということでまた次回行うところでございますけれども、まず今回、12月に実施した調査の結果、必要な方から順次、3月に訪問して行って、そこからできるだけ早い段階でアプローチをすることによって支援に結びつけて、できるだけ取りこぼしのないようにと申しますか、孤立化を早めに防ぐような取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○副主査（かじ幸夫） 調査の内容とか、拡充してきた内容とか、正確に御答弁をいただきました。年々そのセーフティーネットの目がすごく細くなって行って、よく言う言葉ですよ、誰一人取り残さない、誰一人見逃さない、こういう施策につながっていくんだろうなというふうにごく期待をします。

ただ、もう1点だけちょっと伺いたいのは、これまでの調査のやり方とか調査の結果を受けたとしても、一定会えない方とかいたわけですね。今回、内容を正確、もっと言えば精査をされて拡充していく中で、やっぱりどうしても会えない、もしくは直接訪問ということに拒否感があるとか、やっぱりアウトリーチという言葉はやすいんですが、本当のところどこまでそれができるのかというのがちょっとかじも不安があって、プライバシー等のこともありますから、あまり強引なことはできないんでしょうけれども、やはり僕、冒頭に少し言いました、もしものときに、やはりこういうときの調査の活動というのは必ず生きてくると思うので、どうしても最後、扉が開かないとか、面接、もしくは訪問で会えないという方に対するアプローチで、例えば、ほかの

社会資源とか、いろんな方の協力を得てやっていこうみたいなお考えはありますか。

○奥谷福祉局副局長 一番難しい課題のところをおっしゃっていただいていると思います。こちらから支援についての御案内してもなかなか会っていただけない、あるいは、必要性があっても御本人が認めていただけないであるとか、接触そのものも難しいという方は実際これまでもおります。ただ、それでもやはり気になる方というのはこちらとしてはございますので、会えない場合につきましては、最初は会えなくても何回か、例えば、メモを入れるであるとか、何かあったらということで、いつでも相談に来ていただいているという御案内をずっと繰り返していきというようなアプローチもありますし、もちろん見守り支援員だけでは対応できないこともございますので、例えば、あんしんすこやかセンターであるとか、民生委員であるとか、先ほどありました地域ネットワークだとか、地域で活動されている方からの情報というのも非常に大事になりますので、そういったところと連携しながら、直接介入というのはなかなか難しくても、地域の中で緩やかに見守っていただけるような、そして、何かあったときには拠点、センターのほうに連絡が行くようなというような網の張り方といいますか、情報のキャッチの仕方というのは非常に大事だと。そのためには、障害者相談支援センターであるとか、拠点であるとか、見守り支援がどのような活動をしていて、どんな仕事をしている、相談があったときにはどういうことに対応しますということを、地域の方であるとか、民生委員さん、関係機関の方によく理解していただく必要があると思いますので、そういったところはもう折に触れていろんなところでお伝えしながら情報を共有できるような仕組みというのを少しずつつくっていこうと思っているところでございます。

○副主査（かじ幸夫） 本当に苦しい対応をしっかりと御答弁いただきました。これは当然、誰かだけに、専門の方とかに任せるだけではなくて、これは地域力も問われると思うので、やっぱり地域の一員として、私もちょっとそういうところの目配せとかしないと駄目だなと、今の答弁を聞いて思いました。

次、親なき後の対策の2点目です。グループホームの整備について伺います。

令和6年度の予算で、前年度に比べて大幅に予算を確保したと。新規整備に対する神戸市の強い意気込みというのは私注目してます。さきの代表質疑の中で、我が会派からも、このグループホームについてただしまして、市長のほうからは、特に重度の障害のある方を多く受け入れる日中サービス支援型グループホームの定員数が非常に不足している。この中で、特に市東部において用地取得にかかる経費の負担が大きいということと、施設規模の面から一定の広さの用地が必要ということも勘案をして、市有地、神戸市の持っている土地を活用した整備を行うとありました。大きく前進させる予算内容だと、会派としても捉えています。

そこで、まずグループホーム整備で市有地、神戸市の土地ということを表示されています。どのような市有地を想定されて、その整備スキームも含めて、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○森下福祉局長 今回、ターゲットの1つとしております日中サービス支援型グループホーム、定員20名程度というのをターゲットにしたいと思っておりますが、そうなりますと、延べ床で600平米以上、建築面積にして300から400というような形になりますので、一定の広さが必要になってまいります。そうなりますと、例えばですけれども、市営住宅等の跡地、公共施設の跡地、区画整理の事業地などが想定されるわけがございますけれども、その具体的な候補地につきましては、現在、建築住宅局等関係部局と協議中ではございまして、早急に決めてまいりたいというふ

うに思っております。

そして、進め方ですけれども、令和6年の夏頃までには具体的な場所を選定いたしまして、また近隣等の方々に対しての御理解を頂戴しながら、秋頃には公募を実施したいというふうに考えてございます。

その際には、様々なほかのサービスの施設の併設等も御検討いただきたいなというふうに思っております。施設の規模等も考えますと、2年程度建築にかかるということを想定してございますので、開設としては令和8年度中ぐらいにできればいいかなというふうな、そんな感じで考えてございます。

○副主査（かじ幸夫） まずもって市有地、何回も繰り返しますが、神戸市の土地を使ってこのグループホーム、課題解決に臨もうということですので、まずは市東部になるんですかね、そういったことをできるだけ早く、令和8年度という見込みも示されましたけれども、施設整備を進めていただきたいなというふうに思っております。

さっき、地域福祉センターのことを少し聞きました。フレイル改善のための通所型サービスの実施ということで、地域福祉センターを活用いただけたらどうかということを知りました。かじ実は昨年秋の一般質問の中で、地域福祉センターのことを少し取り上げまして、194か所ある中には、地域の人にとってセンターの維持運営というのが非常に苦しいんだというような声がある中で、この地域福祉センターについて、目的外の利活用としてグループホームへの転活用というのが考えられるんじゃないかということを知りました。時の副市長の答弁では、地域の状況であったり、グループホームとすることに関するその改修の条件、費用的なこととか、そういう合致していくのかどうかということを議論を深めたいということでした。またあわせて、地域福祉センターだけではなくて、既存の施設を有効活用してできないか、こんな議論も深めたいということがありました。少しあれから日はたってるんですが、現状、この地域福祉センター等々の利活用、転活用ですかね——グループホームへの転用というのはあり得るかどうか、当局のお考えを知ります。

○森下福祉局長 結論から申し上げますと、あり得るというふうに私どもは思っております。もちろんグループホームというのは、障害のある方が共同生活をする住まい、家でございますから、副市長が答弁しましたように、その家としての条件に合致するのかなというようなことは十分に検討しなければなりませんけれども、そういったところがクリアできるところであれば否定するものではないというふうに思っております。

○副主査（かじ幸夫） 地域福祉センターをどうしていくのかというのは、今、かじが伝えたほんの1つのことだけではなくて、今後、市民のためにどういうふうに利活用するのがいいかという議論は深まっていくと思います。ただ、局長のほうから可能性はあるということもありました。これから、障害者の方の親なき後の対策として、この見守り、人として幸せに生きていくための住居、もしくはその住まいをどうするかということにつながるかなとかじは思っています。ぜひぜひいろんなアイデア、知恵を絞っていただいて、グループホームの整備ということで、御尽力いただけたらなと思っております。

次に、民生委員の確保のことを少し伺います。

全国的にこの民生委員の成り手がない、定数に対する欠員が多くなってきているというふうに伺っています。神戸市でもこれまで本会議、もしくは委員会の場合で議論が深められてきているところですが、神戸市は、この間、この課題、定数というか成り手不足の課題解消に向けて、今

年度から実費弁償なる活動費——これは報酬と言っては駄目なんですね、活動費について市費単独で8万200円から13万200円へと大幅にアップされました。少し調べると、政令市なり近隣の一般市町に比べてもトップの数字を、神戸市としてはこの民生委員の皆さんへの活動に対する費用ということで認められているわけですね。で、今年度、その費用がまず上がった。もう1つ、例えば、欠員となっているところ、欠員区域を補完するような民生委員の方に実費弁償として追加支給も行われているというふうに伺いました。お金だけが全てではない民生委員の方の活動です。このことだけでというのは難しいかと思いますが、実際、この令和5年度、こういう改善をさせていただいて、どのような効果が現れているのか。推薦会等で推薦される方というのが増えたのか増えてないのか、お考えをまず伺います。

○若杉福祉局副局長 民生委員活動でございます。地域住民の方が安心して暮らしていただくために非常に重要な役割を担っていただいていると。一方で、地域福祉課題が複雑化してきている中で、活動領域であったり活動量は増えてきているという認識をしております。

そういった中で、これまでも活動にかかる交通費、あるいは通信費等の実費負担については課題であったというふうに認識しておりまして、その活動に見合った費用の引上げというのを順次これまでしてきたところでございます。

今年度につきましては、経済的な負担軽減の側面から活動を支援するため、政令市最高水準まで大幅に増加したというそういった経緯がございます。今回のこの引上げについては、長くお務めいただけるように、その職務や責任の状況、御苦勞の度合いに応じた処遇改善を図ったというところでございます。一方で、成り手不足解消の側面もございまして、そういった要素で引上げをさせていただいたというところでございます。

このたびのその増額が、欠員補充等での成り手確保にどの程度影響が出ているかというのは、現時点においてはちょっと分からないというところではございますけれども、民生委員、実際に活動されている方々からは、この引上げについて好評価の声もいただいているというところがございますので、今後、欠員補充も含めて候補者を推薦いただけるように、その部分が利用していただけるのかなというふうな期待をしているところでございます。

○副主査（かじ幸夫） お金だけではないんでね。本当に気持ちを持って続けていらっしゃる方が多い中で、やっぱり業務が複雑化してまして、多様化していることで、新しい人から見ると少しはばかれるなど。やりたくないではないと思うんですけど、少し負担が多いのかなというのもあるようです。これまでの市会の議論の中では負担軽減ということで、例えば、ICTとかいろいろお金の面以外の負担軽減も神戸市としてはされているというふうに聞いてますので、ぜひ、今答弁にあったように今後の推薦会でできればもう少し若い世代になってもらえたらなと私は思ったりします。

この件で、民生委員の方の定足数をしっかり充足をさせて、1人当たりの負担を軽減することで、より丁寧に区内の市民の皆さん、それぞれのこの担当区の中の困られている方の課題解決へつながるんだらうと思っております。だから、何とか早く定数を維持したい、定数を確保したいわけですね。その関連で1点、この間、例えば、昨年の本会議で、保護司の担い手確保に関して、神戸市職員への周知依頼、どうか。そしてまたこの、今回の予算特別委員会の第2分科会の中で、例えば、消防団として、神戸市の職員であったりOB、しっかりお手伝いいただけるんじゃないかという質疑が出されてました。かじは、この思いに共感をする立場で、誤解せずにときますけど、成り手がいないから公務員の皆さんがやったらどうやらないですよ。皆さんがこれまで

培われてきた30年なり40年、福祉のことをしっかりと取り組まれてきた中で、その職員の方であれば——恐らく現役職員は少なじまないかもしれません、ただ、OB職員であれば、この民生委員として、今まで神戸市で培ったこと、学んでもらったこと、市民の状況を一番よく知っているという立場で、この民生委員に本当ふさわしいというふうに僕は思ってるんですけども、もう1回言いますが、成り手が無いからどうぞやってじゃないですよ。皆さんのほうが一番この民生委員にふさわしいと私は思ってるんですが、その点に関して何か施策等々ありますか。

- 若杉福祉局副局长 市職員としての経験を生かしていくというのは非常に重要な視点だと思います。そのために現役職員に対しては、庁内のイントラネットでこの活動を紹介するというようなこともしてございます。また、退職予定者の方に対しては、退職予定者向けに作成するガイドブックであったり、また、イントラネットの掲示板を利用したりして呼びかけを行っているというところでございます。

いずれにしても、この活動を知っていただく、理解していただくと、そういったところがまず第一だと思っておりますので、機会を捉まえて、今、周知を図っているというところでございます。

- 副主査（かじ幸夫） 少し紹介しました、保護司も消防団も、既に神戸市の職員の方で、その思いを持って活動されてる方がいるというふうに伺ってますし、そういう思いをしっかりと共有しながら、それぞれまたこの民生委員についても、ぜひということで御活躍をいただけたらなというふうに願ってます。僕、OB職員の方が、現役職員じゃなくて、現職じゃなくてOBのほうがいいんじゃないですかというふうに言いました。やはり、地域に根差して活動を続ける以上、なかなか仕事を持ちながら民生委員活動って難しいと思いますので、OBという表現でね、局長、出番が近いかもしれませんので、そういったことも踏まえて、また皆さんでこの民生委員活動、区民・市民を守っていくということについて、これからもしっかりと福祉局として対応いただきたいというふうなことをお願いして、私からの質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

- 主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後1時15分より再開いたします。

（午後0時15分休憩）

（午後1時15分再開）

- 主査（徳山敏子） ただいまから予算特別委員会第2分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、福祉局に対する質疑を続行いたします。

それでは、村野委員。

- 分科員（村野誠一） それでは、自民党の村野誠一です。私と山口委員で分担をさせていただきます。私の時間は30分をめぐりにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

先ほど、午前中の最後の質疑で、かじ委員さんのやり取りの中で、第2分科会で、先日私、消防団に対して、市の職員の方々御活躍いただいたらどうかとか、それから、来る震災、南海トラフに備えて、消防の職員のOBであるとか、市の職員さん御活躍いただくような仕組みできないかというような質問をさせていただきました。民生委員について、今回、局長、長年神戸市に勤

めていただいて、退職されるということですがけれども、今後の局長の役割・出番も、民生委員回ってくるんじゃないかみたいな話がありましたけれども、時間切れで答弁いただいてなかったみたいですが、今後、局長、率先して民生委員——もうとにかくこども家庭局長であるとか、今回、4年間、福祉局長とね、歴任をされて、まだまだそのスキルを生かして御活躍いただけるところというのはあるんだろうと思いますけれども、この民生委員について、市の職員のOBの代表として、局長自体はどのように考えておられるのか、聞かせていただけたらと思います。

○森下福祉局長 おっしゃるとおり、私も今のところに住まいして50年になります。十分に地域のことも分かっているつもりでございますし、自治会の役員、それから防犯協会と、それから防災福祉コミュニティ、それから少年補導員なんかいう形でポジションを頂戴しておりまして、気持ちもでございますけれども、実は私の地区、私より若い方がやる気で民生委員さんをしておられますので、まずはその方をバックアップしていくということなのかなと思ってございます。やる気は十分ございますので、そんなことでございます。

○分科員（村野誠一） ありがとうございます。最近では民生委員さんも、局長の地域は若い方がされているということですがけれども、高齢化というか、年配の方がやはり現役で活躍されていますから、そういった機会があれば、また局長やっていただいたら、これはこれでまた話題になるんじゃないかなと思いますからね。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入りますけれども、先ほど申し上げましたように、森下局長は、この4年間、福祉局長として分かる、届くをテーマに掲げて、神戸の福祉を推進してきたと聞いております。本当に私自身も、森下局長になって、今回の来年度予算もそうですけれども、福祉の分野というのがかなり前に進んだと、特に障害の部分、これは福祉局と、それから健康局との連携あります。今回、健康局にもアウトリーチですか、だから、あれと今回この福祉局の連携というのは大変重要になると思いますけれども、そういった意味では、局長が進めてこられたこの福祉局の福祉の分野も、私は大変評価をさせていただいております。分かるというのは、市民から見たときに、仕組み、制度が分かる、行政からすると、市民・事業者の状況、実態が分かるということ。届くというのは、必要な方に情報や支援が届く——風通しがよく、市民の悩み、声がすぐに行政に届くということだそうですが、実態を把握して実効性のある施策をつくり、必要とする方に使ってもらおうというのは、これは福祉局にとどまらないで全ての行政職員が持つべき意識だと思いますけれども、誰にでも分かる言葉で端的に表したのかと思います。

そこで、森下局長に、この4年間の取組、分かる、届くという観点で、どのように自己評価されているのか、まずお伺いをしたいと思います。一問一答でお願いします。

○森下福祉局長 いかによい制度があっても、それが使われなければならないも同然でございます。また、市民ニーズに合った制度でなければこれも同様というところからのスタートでございました。おっしゃるように、俯瞰してみれば、行政全体に言えることなのかなというふうに思っておりますけれども、特に福祉分野では、社会情勢に合わせて発生する様々な市民ニーズに細かく応えていかなければならないというふうに思っております。それゆえに、制度が複雑化していくという現状もございます。そんなことから、利用者にとっても、事業者にとっても分かりにくくなっているのが原因で目的が達成されない、制度が届いていないので、声も聞こえてこないというようなこともあるかと思っております。

さらには、恥ずかしながら、我々行政の言葉が非常に分かりにくい、広報が行き届いてないということ。そして、本当にこれはあってはならないんですが、最悪は職員さえきっちり分かって

いないという部分も、残念ながらあったというふうに私は思っております。そういった状況を福祉局全体で共有する。そして、理解をしていくということで、分かる、届くという端的な言葉にしてスタートさせていただきました。

この4年間ということですが、もう時間の関係もございますので、かいつまんで申し上げますと、令和2年から5年度でございますが、この時期はコロナの関係がございましたので、コロナの関係で特にしましたのは、福祉サービス事業所に対する給付の事業であったり、さらには、コロナ離職者に対する介護業界への参入促進。また、高齢者や障害者の方への支援では、コウベdeカイゴプロジェクトというのの推進。また、午前中も御質問いただいたようなKOBESINIA元気ポイント。さらには、計画相談支援の導入・推進といったところにポイントを当ててまいりました。加えて、暮らしの安心と生活困窮者への支援ということで、ひきこもり支援の充実、こども・若者ケアラーの相談支援窓口の開設、フードサポートこうべの実施等に取り組んでまいりました。

さらに、今回、御審議をいただいております6年度予算におきましては、若者の就労・自立に向けた伴走型支援。そして、フードサポートこうべを発展させた公共冷蔵庫の設置であったり、保護司活動への支援強化、グループホームの整備補助の拡充などを計上させていただいて、さらには、予算が成立すれば、これらを速やかに実施していったり、もはやいただきたいという立場になってしまうんだろうと思っておりますが、というふうに思っているところでございます。

その上で、自己評価ということで、非常に難しいんでございますが、私自身は一区切りではございませんけれども、福祉にゴールはないというふうに思っておりますので、そういった思いも上に乗せた上で、評価については周りの皆様にお任せをしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- 分科員（村野誠一） ありがとうございます。先ほどの答弁の中での冷蔵庫ですか、あれについては、須磨区が一番初め、私も提案をさせていただいて、須磨区で第1弾でやっていただいておりますけれども、とにかく福祉の分野、あまり神戸市全体の施策の中では光の当たらない部分だとは思いますが、こういうことを言うと、その当事者の方々、ステークホルダーの方々に叱られるかも分かりませんが、それをより強く光を当てていただけたのかなというふうに思っておりますから、後任の局長どなたになるか、もう出てるのかな、しっかりその路線を引き継いでいただきたいと思っております。

個別に質問させていただきます。

障害者福祉サービスの需給状況についてお伺いします。

障害者に安定して福祉サービスを受けていただくためには、事業者に安定した経営に基づき、継続的にサービスを提供していただく必要があります。そのために、事業者は利用者が必要とする場所に事業所を設置する必要があります。要は、遠いところに、需要がここにあるのに遠いところに設置したって、なかなかそんなところに来てくださいと言ってもしんどいですからね。

現在の神戸市障がい者プランでは、市全域での見込量しか示されておりません。事業者からすると、どこに設置すればいいのかというのが分からない。例えば、区別・サービス別の充足率を把握して事業者に公表することで、利用者が必要とする場所に事業所が設置されることになるのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

- 奥谷福祉局副局長 委員おっしゃいますように、現在の障がい者プランにおきましては、市全体のニーズと供給のバランスということで出させていただいておりますので、全市的なものということ

では出ささせていただいておりますけれども、実際、事業者さんが開設しようとしたときに、実際ここでつくるときに、周辺の方に利用される障害者の方がどれくらいいるかというのは、非常に参考になるものだと思っております。現在のところ、そういったものをお示しできてなかったんですけれども、事業者の方が開設したところで、その事業所が安定して継続していくためには、そういった情報も必要だというふうに改めて認識いたしまして、これまで、身体障害者につきましては、一定公表していたんですけれども、身体障害者だけではなく、知的障害者、精神障害者の方につきましても、統計という形で区別、そして、等級別ということで公表をさせていただくように今準備をしているところでございます。そういったことを参考にさせていただいて、事業者さんがどこでニーズがあるのかなというのを参考にさせていただけるかなと思っております。

また、そういう数字的な情報だけではなくて、例えば、今、重度の方のニーズが高いですよであるとか、実際に事業所さんを利用者さんが選ぶときに、送迎があるかであるとか、どんなサービスが人気があるだとか、あとは、営業時間はどういうところを求められていますよというような具体的な情報につきましても、利用者さんとかいろんなところからお聞きすることもありますので、そういったところもできるだけ適宜対応、開設される事業者さんに適宜対応していけるようにしたいと考えておるところでございます。

○分科員（村野誠一） よろしくお願いたします。

次は、その利用者の立場ですよね。当然、障害支援センターですか、各区に1つありますよね、包括支援センターか。この利用者からすると、どこにどういう施設があって、どこが空き状況があるのかとかということ。今度は利用者からそういう情報が適切に分かりやすく提供されてるのかということなんですけれども、それについてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○奥谷福祉局副局長 現在のところ、市内の事業所さんにつきまして、サービスごとということでリストというのはございますけれども、かなりの量のところをリストだけで見ても、利用者の方からすると非常に分かりにくいものではないかということは改めて認識したところでございます。

そこで、利用者さんがサービスを選ぶ際には、場所がどこにあって、どんな事業所であって、どんなサービスがやっているのか。場合によったら写真であるとか、そういうのもあると非常に選択する上では非常に有効なものとは考えるんですけども、そういった仕組みといたしましては、独立行政法人福祉医療機構が運営しております検索サイトで、障害福祉サービス情報公表システムというのが実はございます。これはマッピングもされておりまして、サービスで検索することも可能ですし、事業所さんがリンクを貼っていることでホームページも見れるというようなシステムでございます。

これは、障害福祉サービス事業所につきましては、自分の事業所の情報を公表するということが求められておりまして、今までも、そういうふうにその検索サイトに入力していくようにということはしてたんですけども、令和6年度からは、掲載しなければ報酬の減額が起こるというような形で国のほうも出してくれていますので、さらにその検索サイト自体は情報が集まってくると思われまます。

この情報公表システムなんですけれども、神戸市のホームページ上にも実はあるんですけども、非常に分かりにくいところに今現在ありまして、先ほどの局長の言葉とは違うんですが、ちょっと分かるというところでは非常に不十分なところというのが判明しましたので、このたび、改めて、やはり利用者向け、そして、事業者さんも新たに開設するときの参考になるかと思しますので、ホームページの分かりやすいところに、アクセスしやすいところに、ちょっと改修とい

うかホームページのほうで分かりやすいところに掲載するように、今、手続準備をしているところでございますので、届き次第、皆さんに見やすいホームページになるようにしてまいりたいと思っております。

○分科員（村野誠一） 分かる、届くでよろしくお願ひしますね。

次に、障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達についてお伺いをします。

福祉局では、障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るため、毎年、優先調達推進方針を策定し、庁内に働きかけを行っているとお聞ひしております。

一方、発注実績を見ると、市トータルの発注金額は増えておりますけれども、発注件数自体は減っているため、受注できる事業者が減少していることが見てとれます。福祉局が全庁横串を刺して、事業者の受注機会をますます図っていく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○森下福祉局長 この件につきましては、毎年、障害者優先調達推進方針というのを定めてございます。そこには、各局室区で前年度実績額を上回るということのを目標に掲げまして、庁内のイントラであったり、適宜、広報を行っておるところでございます。

また、ここ最近、4年間の調達の実績を見てみますと、おっしゃるように額は増えてございます。平成30年が5億9,000万円余りでございまして、令和4年には6億3,400万円ということで額は増えておりますけれども、件数は、227件から158件というような形で減ってございます。我々その要因としては、ペーパーレス化であったり、業務の整理、もしくは、いろいろな行事での記念品であったり印刷物の発注の、そういったものの減少とかいうのがあるのかなというふうには分析してございますけれども、我々の調達先となります事業所の情報等の整理であったり、情報の提供が十分になされていない状況もあるのかなというふうに考えているところでございます。したがって、いま一度原点に立ち返りまして、まずは、必要な情報の整理を行った上で、具体的には、福祉局のページに、障害者優先調達推進法のあらましであったり、あとは、提供可能品目の更新、もしくは、発注元ができる業務、そして、それを簡単に検索できるように一覧表を変えていく、そんな工夫もしていらっしゃるところでございます。

それから、加えて具体的な発注例も提示し、そしてまた、具体的な目標、そして、これはちょっと一歩踏み込んでございますけれども、近年の各局室区におけます優先調達の件数であったり金額、それをもう公表しようかなというふうに思っております。

ちなみに先月、この方針、もしくはお願ひにつきまして、各局室区長に呼びかけを行ったところでございまして、たまたまですけども、明日、市長・副市長も出席をいたします局長会議が開催されますので、その場で重ねてお願ひしたいなというふうに思っております。

そんなことで、いろいろな情報を各局室区のほうに提供いたしまして、さらには、いろいろな取組の中で発注の事例、好事例等も含めて広報していき、事業の拡大、受注数の拡大を図ってきたいなというふうに思っているところでございます。

○分科員（村野誠一） この優先調達のスキームなんですけれども、今、局長からいろいろと答弁ありましたけれども、現在は、事業所の提供可能な品目を福祉局が庁内に提示して、それを見て、各局室区が随意契約によって調達を行うというのが現在のやり方やと聞いてます。ただ、こんな仕事を発注したいという庁内の声を福祉局で集約し、システム上で事業者公表する。事業者はそれを見て、詳細が気になった場合は所管課に問い合わせると。だから、一覧ですべて各局のやつを福祉局がまとめて出してあって、詳細はそこまで書く必要ないですけど、事業所の立場から

したら、あれこれうちできるんじゃないかなと、興味があるなというところについては、よくネットでもそこからPDFに行ったりとか、各局の電話番号が書いてあって、詳細を問い合わせると、そういったそのシステム化ですね。そういった分かりやすいシステム化というものを考えていただきたいと思いますけれども、端的に御答弁いただけたらと思います。

- 奥谷福祉局副局長 おっしゃいますように、本市のほうが事業者を選ぶことはできますけど、逆にどんな仕事があるかというのを事業所さんが把握することが困難というのが今の現状でございますので、確かにそれは事業者さんが受注をしていく上では必要な情報ということはあるので、実は他都市でもそういう例があるとも確認しておりますので、そういうのを参考にしながら、どういう情報を流すと事業者さんが受注しやすいかということもよく検証した上で、そういったようなホームページであるとか、そういうシステムでつながるような仕組みというのはつくってまいりたいと考えております。

- 分科員（村野誠一） 分かりやすく、届く、よろしくをお願いします。

次に、事業所間の情報交換の機会の場の確保についてお伺いします。

就労継続支援B型事業所や生活介護事業所は数多くて、区の自立支援協議会に参加することで情報交換ができる機会が多いと。一方で、就労継続支援A型事業所は、情報交換できる横のつながりが少ないため、ノウハウを共有できず、仕事を開拓するのに苦労していると聞いております。また、業界としての意見・考えを行政に直接届けることができないとも聞いております。

行政主導でそのような場を持つことで、市は事業所のニーズを把握しやすく、また、行政の施策・考えを周知しやすくなる。先ほどの調達についても、共同で発注できる機会ができるのか、例えば、神戸市がやっているようなものを、例えば、複数企業、複数の事業所で、我々まとめてそれを受けることはできませんかと、そういうようなやり取りもできるというメリットがあると思うんですけども、これらについてどのようにお考えかお伺いいたします。

- 奥谷福祉局副局長 障害福祉サービス事業所が横の連携、情報交換をする場といたしましては、地域の各区に自立支援協議会というのがありまして、就労に関しては、いろいろ名前がありますが、仕事部会というような形で開催はされています。やはり数が多いB型事業所などは参加することが多いのですけれども、A型につきましては、区の中でも数が少なかったり、参加するというのは、ないことはないんですけどそんなに多くないというような現状がございます。また、A型事業所といいますのは、一般就労に向けて雇用契約もありますし、必要な訓練であるとか、仕事の受注であるとかというところでやっぱりちょっとB型とは違った情報、情報交換も必要ですし、スキルなんかもちょうとB型とだけでは、情報だけでは不十分なところもあるような事業形態となっておりますので、A型事業所として集まって、いろんな意見交換をする、情報交換をする。そして、神戸市からもA型事業所に対してお伝えすることということの場というのは非常に大切なものとは考えております。

そこで、神戸市といたしましても、その場をまずつくるということを声かけをさせていただいて、場をつくることで、事業者さん同士の交流、連携、情報共有ができるようなところを支援をしていきたいと考えているところでございます。

- 分科員（村野誠一） ありがとうございます。私も福祉局なんかで質疑する前は、先ほどのA型もそうですし、B型もそうですし、生活支援もそうですけれども、個別に縁があって、現場に赴いて、ヒアリングをして、そのときによく言うんですよ。だから皆さん横のつながりないんですかと。当然、我々の役目ですから、議員に言っていただくのもいいんですけども、いわゆる業界

として、当局とふだんからコミュニケーションを取って、我々としてはこういうことが困ってるから来年度改善してもらえないかとか、例えば、新制度がこうなるから皆さんこういうことを気をつけてくださいねとかというそういう、そもそもの業界と皆さん方のコミュニケーションの場というのはないんですかというふうに、必ず私言うんだけど、だからそれができてるところはいいんだけど、今申し上げたように、A型についてはそういうそのものの横のつながりがないので、ぜひそれを皆さんでつくってくださいと言っても、なかなかそれぞれが全然横のつながりがありませんから、ぜひそういう行政主導でそういったものをつくっていただきたいということを改めてお願いをしておきたいと思います。

最後ですけれども、楽しい福祉についてお伺いいたします。

神戸市では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための介護予防の取組として、地域拠点型一般介護予防事業を実施しておりますけれども、同事業を実施している団体から、余暇の時間を使って健康マージャンを実施していたら、市より指導があつてできなくなったと。そのため、利用者が減って——だから面白くなくなったからもう行くのやめたということで、利用者が減っているという声を聞いたことがあります。近年、介護予防を前面に出さず、まずは楽しい場をつくって、多くの人に集まってもらう。多くというのは高齢者ですけれども、集まってもらうことから始めて、介護予防への関心を喚起することに成功しているような他都市の事例も聞いております。

例えば、東大阪市では、eスポーツやソーシャルゲーム、愛知県豊田市ではドローンの操縦などを取り入れて、高齢者の方々に楽しみながら介護予防、いわゆるフレイルもそうかも分かりませんが、そういったことをされてるようなところもあるようですけれども、福祉、楽しくなければ、やっぱりなかなか皆さん続かないわけですね。あんなどこ行つたつて楽しくないと。折り紙やる、輪投げやる、もう私そんなもん、年寄りなんですけど、そんな年寄り扱いされたくない。やっぱり楽しいとやっぱり感動もするし、だからそういったこと、福祉に楽しみ、こういったものをしっかりと要素として入れていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 まさにおっしゃるとおりで、楽しくないと続かないというのが、特に介護予防の取組ではそういうことだと思います。

地域拠点型一般介護予防事業を紹介いただきました。この事業につきましては、NPO法人団体等に委託して実施している事業でございます。それぞれの団体において創意工夫の下に介護予防につながる活動などを実施していただいているというところでございます。

事業については、特定の活動ではなくて複数の活動を取り入れるというようなことで、体操やヨガ、今御紹介いただきましたような健康マージャン、そういったものも実施していただいているということで、楽しみながら介護予防につなげていくための事業という位置づけでございます。参加される方は様々いらっしゃいますので、得手不得手というのもございます。興味を持って活動に参加できるようにということで、同一活動は90分以内というように委託事業の中で一定の制約を設けさせていただいているところでございます。何よりも、参加者が楽しめる内容を参加しやすく実施していくということが必要な視点だと思います。eスポーツであるとか、そういうのは今後の時代に即した取組であると思います。新しい取組かと思います。そういったものについても、どういう形で導入できるか検討していくという必要はあろうかと思いますが、

○分科員（村野誠一） 東大阪でのeスポーツについては、ちょっとお聞きしたら介護事業として、

介護事業としてきちっとやってるということですから、先ほど御答弁いただいたように、今後はやっぱりそういうことが本格的に、全国的に導入されると思いますね。私自身は家でも、子供もまだ小さいけれども、テレビゲームというのはあまりやらせてないし、私自身も、例えば、ニンテンドースイッチというんですか、ゲームをしながら体を動かすというね、CMでもやってますけど、女優さんがね。フレイル——午前中もありましたように、体操、単純な体操なのか、そういうゲームを楽しみながら体を動かす、テニスみたいなものもあつたりとかいろいろあるみたいですから、今、神戸市内でもこのeスポーツ、結構、何ていうのかな、お店もできてみたいですね。私も一度、中には何か高齢者がよく集まるようなeスポーツのお店もあるというふうに、ちょっとお聞きしたので、この質問をする中で、ちょっとそこも視察してみたいなと思っておりますけれど、積極的に、ドローン、いいかどうかはあれですけど、とにかくそういったものを積極的に、二番煎じ三番煎じになるのではなくて、楽しい福祉、ぜひやっていただきたいということをお願いをして、最後、局長、何か答弁ございませんかね、それで終わります。

○森下福祉局長 私、午前中の答弁の最後にも申し上げましたけれども、福祉にはゴールはないというふうに申し上げました。そして、ゴールはないというのと同様の意味ですけれども、限界もないというふうに思っております。いろんなことを考えていく余地があると思いますので、そんなことも含めて、後任の局長に神戸の福祉を引き継いでいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○分科員（村野誠一） お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 次に、山口委員、発言席へどうぞ。

なお、プロジェクター等の準備のため、残時間計を一時停止いたします。

○分科員（山口由美） それでは引き続きまして、自由民主党神戸市議員団を代表して質疑をさせていただきます。決算議会に続きまして福祉局担当させていただくことになりました。まず、決算のときに少しお願いしましたけれども、ちょっとそのときは私も私情を挟みまして、ちょっと見苦しい質問しまして大変申し訳ないなと思ってたんですけども、来年度予算につきましては、障害者の見守り支援につきまして、拡充していただいたりだとか、あと、地域生活支援拠点につきましても、しっかり今検討していただいているということで、大変ありがたく思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は、4点につきまして質疑をさせていただきます、まず1点目が、難聴対策についてでございます。

予算資料には出てなかったんですけども、実は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成という県・市協調で行っていただいている制度ですけれども、こちらについて、来年度から所得制限を撤廃していただくことになりました。本当にこれ長年の課題でございまして、保護者の方をはじめ、関係者の方から大変強い御要望がありました。その点、こういった制度を改善に向けて取り組んでいただいたことを大変感謝しております。

ただ一方で、難聴児・者の課題につきましては、そこにとどまることがなく、特にその軽度・中等度の難聴児・者は、補聴器が必要な方であっても身体障害者手帳の交付対象外ということで、18歳まではこういった制度は使えるんですけども、18歳になられた途端に、やはり補聴器を自費で購入しなければならないという現実があります。大人になったからといって補聴器が不要になるわけではございませんし、多くの方がやはり自力で購入できる金額でもありませんので、結

局のところ家族の負担になっているというのが現状ではないかなというふうに思います。私は国の制度の改善も必要というふうに考えるんですけども、神戸市の見解もお伺いいたします。

○森下福祉局長 まず、今回の所得制限の撤廃の部分でございますけれども、この部分につきましては、我々も身体障害者手帳の等級に至らない軽度・中等度難聴児に対して、国の制度の対象とならないことから、県との協調ではございますけれども、これまでも取り組んでき、その所得制限の部分については、我々のほうからも県に要望していたことございますので、本当に我々としても一歩進むことができたなというふうに思っております。さらには、先ほども申しましたけれども、ゴールはないというふうに思っている、これも同様でございます。

この問題に関しての国の動きでございますが、国の動きにつきましては、平成29年より厚生労働省の内部でこれに関連する各部局による連絡会議を設置された。しかもまた、そこで整理をしながら、文部科学省とも連携をして検討を進めるために、31年に両省の副大臣を議長としてプロジェクトチームを立ち上げ、これは18歳以上というところでございましたので、少しずれてはおるんですけども、令和4年2月には、またそういった難聴児の早期発見、早期療育の推進のための基本方針をつくられたというような、そんな状況を把握しております。

さらには、障害に至らない難聴者を含む聞こえづらさを感じている国民の実態把握のために、国民生活基礎調査に聞こえづらさに関する調査項目を新設したということ。そして、令和4年度生活のしづらさなどに関する調査において、補聴器や人工内耳を使用しない状態での日常会話の聞き取りに困難のある者の推計値等が発表されるというような、そんな予定と聞いてございます。

我々、この分野、十分ではないというふうに認識はしております。しかしながら、市としてさらにこの支援を進めていこうという場合には、こういった国の状況も踏まえていく必要があると思っております。難聴児の軽度・中等度補聴器助成、そして、18歳以上の部分へのいろいろな施策につきましては、引き続き国において財政措置を講じるように、引き続き要望はまいります。さらには、国、その他の自治体の動向を注視しまして、決して遅れを取ることなく、必要に応じて対応してまいりたいという、そういうスタンスでございます。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。大変誠実な御答弁いただきましてありがとうございます。

この件につきまして少し資料も用意したんですけども、もう皆さんのことですので御承知のとおりかと思っておりますけれども、やはりこういった形で身体障害者手帳の交付の対象となるところが随分ハードルが高いということもありまして、私もその手帳の基準というのを見直すべきなんじゃないかという意見もあったんですけども、耳鼻科の先生なんかにもお聞きしますと、高齢の加齢性難聴の方との兼ね合いもあるので、なかなかちょっとその手帳の基準というところまでは難しいのかもしれないけれども、いずれにしても、50デシベルから70デシベルぐらいの間の方、やはりそういった方には補聴器の購入費助成、何らかの形で、国の財政支援の下にできればベストなのではないかなというふうに考えております。これにつきましては、私も引き続き、国の難聴議連のほうもありますので、そちらのほうと連携して取り組んでいきたいということを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、2点目ですけれども、障害者の短時間雇用創出プロジェクトについてでございます。

こちらにつきましては、もう説明は割愛しますけれども、平成29年度から始めていただきまして、予算もつけていただいているところなんですけれども、来年度はこの関連の予算がついていな

いということです。どのような理由でそのような御判断をされたのか、御見解を伺います。

○奥谷福祉局副局長 超短時間雇用についてということでございます。

今、委員おっしゃっていただいたとおり、神戸市では、平成29年度からこのプロジェクトを立ち上げて、現在まで7年間、今年度まで入れて7年間いろいろ取組をしてきたところでございます。障害者の一般就労というところで、やはり普通の就労というだけの時間に働くことがなかなかできない方も障害の特性によってはあります。また、長いこと働いてない方が新たに就労する場合に、やはり少しずつから、短時間からというような、働き方の多様性は検討できないかということから始まったものかと思っております。

そういった中で、やはりそういう超短時間の雇用が適した方についての就労の仕方というのを、神戸市の場合は、多様な働き方の創出について研究を進めております東京大学先端科学技術研究センター——先端研のほうと御協力いただきながら、いろいろ研究であるとか、実績なんかもずっと検討しながら事業も進めてきたところでございます。

そういった中で、仕事サポートのほうにコーディネーターを——専任の——まずそこから始めてモデル的にやって、幾つか事例を積み重ねてきました。超短時間を取り出した形で、事業者であるとかにも伝え、支援技術のほうもいろいろ検証いただきながら進めていて、事例を積み重ねてきた中で、やはりいっぱいその事例の事例集なんかもできましたし、先端研の監修の下でそういう、御本人にも事業者にも説明できるようなパンフレットのようなものも作っていくことで、一部の仕事サポートだけではなくて、今4か所あるしごとサポート全てで超短時間雇用について、その雇用が望ましいという方については、そういう方に事業所さんの開拓をしながら、実際に進めているところです。この間に、現在まで124名の方が超短時間雇用を利用されまして、今も継続して働いてる方も44名いらっしゃいますし、一般就労につながった方もいるように聞いているところで、少しずつではありますがありますけれども、全市的に展開ができたというところでございます。

そういった中で、障害者雇用促進法のほうでも、超短時間というのが法的にも認められるようになりまして、短時間であっても雇用の人数として数えていただくというような、法的にも今年度からなりましたので、追い風もできまして、事業者のほうにも説明がしやすくなってきたということもあります。引き続き、超短時間雇用の仕組み、働き方を進めていくということは、一般の就労支援の中で、引き続き神戸市としては、先駆的にやってきましたので、それは大事にしながら、取り出すことではないんですけれども、引き続き先端研の監修も受けながら、研修なんかも御協力いただきながら続けていくことは変わりはないんですけれども、仕事、障害者就労支援の全体の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

予算につきましては、先端研の研究費用のところの委託をしていたところについての予算についてを、今回は、来年度には予算を上げていないんですけれども、協定もありますので、先端研とは引き続き御支援いただきながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。いろいろ御答弁いただきまして、ちょっと御答弁の中には予算のことは具体的には触れられてなかったです。ちょっと表にしてみるとこんな感じで、最初は予算随分つけていただいていたんですけれどもという状況でして、もちろん私もちょっとこの取組につきましては、もう少し積極的に関わらせていただいたらよかったなと思いますし、特にコーディネーターの配置につきましては、令和2年度少し増額はしていただいておりますけれども、来年度からはその予算はないということで、そこにつきましては、先ほど御答弁の中にありました実績、区別の実績これいただいたものなんですけれども、全市的に展開できているということ

で、確かに各区で実績は上がってるんですけども、これどう考えてもやっぱり最初に取り組んでた垂水区が多いというのは理解するんですけども、これを見てやっぱり全市的に展開できているかというところが、私は少し——ごめんなさい——首をかしげてしまうところでありまして、もちろん来年度から何もしないというわけではないと思いますので、この程度にとどめたいと思うんですけども、やはりコーディネーターの方の役割というのは非常に大きかったものですし、私としては、4か所全部にコーディネーターを配置していただいてもいいぐらいだし、1か所の予算も十分ではないんじゃないかと思う中で、今回ちょっとこういった形になったのは非常に残念かなと思います。

先ほどお話にもありました、来年度から法律が変わりまして、短時間雇用の方、20時間未満の方も算定に入るといことですし、またこれ、福祉局もう皆さん御承知のとおりですけども、こういった障がい者プラン、次期障がい者プランのほうにも、まだまだこれから就労機会の拡大見込まれますということではっきり書かれておりまして、関係機関の連携強化ということも明記されておられますので、やっぱりこれに沿った形で、ぜひ今後でも取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に行きます。3点目が、障害児への障害福祉サービスにおける保護者同伴の原則についてでございます。

訪問系サービスは基本的に保護者が同伴ということですけども、そのサービスは、保護者の就労のためではないということ、こちらのスライドにもありますけれども、就労のためではないということが、このガイドライン上にも明記されています。

一方で、これちょっと古い資料ではあるんですけども、国のほうでは障害児支援においては家族支援の充実ということで、保護者の就労のための支援ということも実は位置づけられていたり、あと医療的ケア児支援法ができましたけれども、そこにもやはり家族の離職防止ということも明記されているわけです。少しそのガイドラインとこういった今の時代の流れと矛盾を感じるんですけども、その点御見解を伺います。

○森下福祉局長 御指摘ごもっともなのかなというふうに私どもも思っております。

もともとガイドラインは——重ねての御答弁になりますけれども、障害者総合支援法を受けまして、障害児本人の日常生活支援の便宜を供与するものであるというそういうところから、今のガイドラインの記述になっておるといところでございます。

しかしながら、保護者の状況等を勘案して、今のガイドラインの下でも一定の要件の下に、その必要性、必要時間帯について具体的に聞き取りをして、一定の要件の下ではございますけれども、保護者不在時の支給提供の余地を残しているというそういう状況でございます。

さらには先ほどお示しいただいた文章、そしてそちら今出てますのは医ケア児の医ケア児支援法でございますけれども、その法の目的として家族の離職防止に資しというそういう記載がはっきりございますので、時代の流れはそういう方向なんだろうなというふうに認識をさせていただきます。

また、これもそういった時代の流れを受けながらガイドラインというものも考えていかなければならないんですけども、検討を進めるに当たっては、我々、障害児本人の特性であったり家族の多様性ということから、一律にどうというようなそんな対応というのはまだまだ難しい部分があるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど申しました一定の要件の下にというふうなことで、個別の対応というのはできる

限り対応できるようにしたいなというふうな思いもございます。

また、社会状況の変化に伴いまして、福祉のサービスの在り方も当然に変化していくべきだろうなというの根本にございます。障害児を育てる保護者の方の就労の状況、そして就労に対するニーズも変わってきております。ですから、それに合わせた障害福祉サービスの在り方というの検討していかなければならないというふうに思っておりますし、またそれに伴いますその周辺にも動きがあるというの認識してございまして、今後国の状況であったり他都市の動向も調査をしていかなければならないと思っておりますけれども、さらに神戸市におけます障害児・者福祉施策の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

それに当たって、さらには保護者の方々の相談、御意見も十分にお聞きをして、可能な限り相談内容が解決できるように——いろいろ国の動きを見て要望もしてまいりますけれども、それまでの間そういった形での対応というのもしてまいりたいというふうに考えてございます。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、あまりはっきりおっしゃいませんでしたけれども、私はできたら表現を変えとか——今も既に余地を残していただいているとは思いますが、やはりそれを見て職員の方もこの制度が使えるかどうかみたいなことを判断されるわけで、職員の方にとっては一字一句すごく重いものだと思いますので、やはりちょっと必要に応じてそういったことも——ガイドラインを少し表現を変えていくということも今後検討いただければなということも要望しておきたいと思っております。

もう1点ちょっと関連して再質問させていただきたいのが、これは市民向けに出されているパンフレットでございます。ホームヘルプ・ガイドヘルプ利用の御案内ということで、こちらにももちろんながらガイドラインに沿って、こういった障害児に対しては保護者が在宅している、または同行することが必要というふうに書かれておまして、例外的なことは何か認められないのかなというようなちょっと誤解を持たれる——もちろん例外規定ばかりを強調するのも制度上難しいのかもしれませんが、ちょっと他都市の事例を挙げますと、横浜市なんかは同じところの記載なんですけれども、保護者の不在ではもちろん利用できません、どうしても不在となる場合はヘルパーへ何らかの手段で指示が出せる状況にしてくださいと、だからやっぱり例外規定を書いておられるわけですが——市民向けのものに、利用者向けにという形で書いておられます。

やっぱりこういう一文があるのとないのじゃ受け取る方は随分お気持ち的には違うのかなというふうに思いますし、ちょっとこれは移動支援のほうになりますけれども——これは神戸市のものですが、ここも特に保護者同伴云々ということは書かれていなくて、同伴でなくても使えるというサービスでありますけれども、やっぱりこれもそういう記載をあえてするかどうかという議論もあるんでしょうけれども、特別これを見ただけでは保護者がついていかないとけないのか、そうではないのかというのはちょっと分かりにくいなというところです。

一方で明石市の移動支援のところを見ますと、原則保護者同伴ということは書かれてますけれども——未成年につきましては——ただ、こうこうこういうことは認められることもありますというふうに、やっぱり細かく書かれています。

どういうふうを書くのかというのは非常に難しいと思うんですけれども、そういった細かい配慮によって利用者あるいは保護者の方がやっぱり安心されるということもあるかと思っておりますので、こういったパンフレットは平成26年に作られてから改訂されてないようですし、できればちょっと改訂していただけたらなと思うんですがいかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 今御指摘のパンフレットでございます。言いましたように平成26年ですから、もう10年ぐらい経過しているということですので、制度自体が大きく変わっているわけではないんですけども、やはり条件的な世の中の動きの中では、それに適したものに変わっていくことも必要なということは考えておりますので、そういった意味では改めて改訂については検討したいと。その場合の表現方法ですね、原則としてという書き方がいいのか、具体例を挙げるのがいいのかということはあるんですけども、今お示しいただいたような他都市の状況であるとか、そして利用者も、そして区のほうですね、窓口のほうも分かりやすい——ただやはり個別性は非常にありますし状況がありますので、そここのところの兼ね合いを留意しながら分かりやすく、できるだけ誤解のないようなパンフレットということが——最初に書いてあります分だと届くという意味では、伝えていくということは改めて大事なことだと認識しておりますので、そういったものも含めましてパンフレットの見直し等あるいはほかの情報の提供の仕方についてももう1度再確認の上、誤解のないように納得いただけるように伝えていくことに努めてまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

ちょっと細かいことではありますけれども、同じくこのパンフレットの中に利用者本人以外の者のための調理、洗濯、買物云々と書いてますし、これは基本そうなんだと思うんですけども、実は私もちょっと昨年、区役所の窓口で家事援助のサービスをちょっと申請に行きましたところ、本人以外——このとおりですね、だから家族の分はできませんよということ、これはできませんよというようなそういった御説明を受けたときに、すごく何と申しますか、じゃあどうしたらいいんだろうという気持ちになりました。

恐らく区役所の窓口の方はこういうことだからという御認識で御説明されたのかもしれませんが——なんですけれども、やっぱりこの辺はちょっと例外というか、特に子育てをしている障害者の方に対する配慮というのも、ちょっとこういったところでもあったほうが多分いいんじゃないかなというふうに感じましたので、併せてお伝えをしておきたいと思えます。

いずれにしても、副局長のほうから大変前向きなお話いただきましたので、ぜひお願いしたいと思いますし、局長のほうから——この件についてはもう質問いたしませんけれども、区役所の窓口対応につきましても、先ほど御答弁いただきましたけれども、実は私この件である係長とずっとやり取りをしたときに係長がこんなことをおっしゃったんです。利用者の方が区役所の窓口で相談をすれば、何か安心できるという気持ちを持って帰っていただくことも区役所の重要な役割だと思いますと。その気持ちを持って帰っていただければ、仮にそのときに解決しなくても、また気軽に相談していただけると信じているので、そういった対応に努めていきますというお答えをいただいて、すごく心強いなと思えました。やっぱりそういうお気持ちで区役所にいらっしゃる方が市民、区民と向き合っていただくということで恐らく随分と対応が変わってくるんじゃないかなと思えましたので、ちょっと余談ですけども、お伝えさせていただきました。

それでは最後に、こちら高齢者施策ですけども、はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の対象年齢の引下げについてお尋ねをいたします。

高齢者がどんどん増えていく中で、この対象年齢の引下げということは非常に難しいことであるとは承知しておりますけれども、この事業を単なる高齢者施策ということにするのではなくて、働くシニア世代の健康を支える事業として、例えば対象者を65歳まで引き下げということを検討できないか、御見解をお伺いいたします。

○若杉福祉局副局长 本市のはり・きゅう・マッサージ施術料助成制度でございます。

この制度、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、神戸市在住満70歳以上の方の希望者に対して年間1,000円の割引券を3枚、合計3,000円の割引券の助成を実施しております。

65歳からの方につきましては、65歳から69歳の方に対して国民健康保険の特定健診のインセンティブ事業ということで、そのメニューの1つとして施術割引券を交付しております。これによりまして、働くシニア世代の健康を支える一助となっているというふうに認識しております。

この割引券の今の使用状況、利用率でございますが、助成制度のほう、これが近年40%程度の利用率、また国保のインセンティブ事業についても30%程度ということで、いずれの制度も未利用者の割合が多いという状況が続いております。そういったこともありまして、利用枚数制限の撤廃であったり利用可能施設の案内をするといったところで利用者拡大の工夫も現在行っているところでございます。

また、本年度におきましても、対象者要件を4月1日付神戸市内在住満70歳以上としていたところを神戸市内在住70歳以上の方に緩和をいたしますとともに、申請についてもe-KOBEを活用した電子申請を導入するといったようなこともしました。また、ホームページに掲載している利用可能施設を増やすというようなこともしながら、利用者の拡大、利便性の拡充を今図っているところでございます。

現状利用状況がこういった状況にもあるということで、まず現行制度における利用者の利用促進を図るということ、これをまず念頭に置きまして、この制度が将来にわたって安定して維持できるように適正な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。

利用者拡大ということで取り組んでいただけてまして、本当にこの制度につきましては、きめ細かく対応していただいていることは感謝いたしたいと思います。

既にちょっと事前には皆さんに資料をお渡ししましたがけれども、鍼灸師の先生からこういった御提案いただいているわけなんですけれども、やはり65歳になられても今は働き続けておられる方あるいは御家庭で介護をされておられる方もいらっしゃいますし、御承知のとおりかと思えますけれども、やはり医療費もどんどんと上がってくるというところですし、こういった観点を——この制度の趣旨が今はちょっと違うのかもしれないけれども、やはり元気に健康寿命を延ばしていただくための施策につなげていただけないかなというふうに思っております。

また、未病という言葉も皆さんも御承知のことかと思えますけれども、そういった概念も最近随分聞かれるようになってきましたし、はり・きゅう・マッサージってやっぱり経験してみないとなかなかその効果というのはちょっと分かりにくいものでして、私も経験があるからすごくいいものだというふうには気づけたんですけど、なかなかその入り口のところが難しいというところもありますので、できるだけ元気な高齢者の方にも使っていただいて、働く世代の方の支援という制度につなげていただければいいんじゃないかなと、これは要望をさせていただきます。

これ、先ほどお話もありましたけれども、国保の特定健診のほうで受診者に対してのプレゼントということで、今こういった形ではり・きゅう・マッサージの施術割引券もしていただいているわけなんですけれども、これは65歳から69歳ということで、せつかくここで一定の限られた方ですけども対象にしているわけなので、ここで例えばこういった割引券が使われた方がどんなふうに健康が変化していったのか、そういった何かサンプリング調査とかもしてみると、医療費がこれからどの程度65歳以上の方が変化していくのかというのも一定ちょっと見えてくる

のではないかなと思いますので、その点ちょっと要望も併せてさせていただきまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

次に、なんの委員、発言席へどうぞ。

○分科員（なんのゆうこ） 日本維新の会、なんのゆうこでございます。住本委員と共に質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、放課後等デイサービス事業所などへの監査についてお伺いいたします。

放課後等デイサービスや児童発達支援事業所は、2012年に児童福祉法に位置づけられたことにより、事業所、利用者数ともに急増しており、私の住む地域でも新しい事業所がどんどんできています。背景には、発達障害への認知度、そしてまた女性の就業率がアップしたことなどにより放課後等デイサービスの需要が高まっているようです。

必要とされる方のニーズが増えていきますので、事業所が増えることは喜ばしいことですが、一方で、事業所によって支援のレベルが様々だと聞きます。

例えば子供に部屋の中でただDVDを見せて帰らせるだけの事業所など、不適正ともいえる事業所もあるとお聞きしております。

事業所の数を増やすだけではなく、利用者にきちんと寄り添える事業所を増やしていかないと意味がないと思います。そのためにも、事業所を新規に指定する審査時、また定期的に事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているかなど、より適切かつ厳格なチェックを行うべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○浦川福祉局監査指導部長 放課後等デイサービスなどの事業所のまず新規指定に当たりましては、国が定める人員基準であったり設備運営基準、この指定基準を満たしているかどうかを申請いただく資料等により確認してございます。

また、指定前には可能な限り事業者の方と事前に面談を行いまして、指定基準のチェックだけではなく、どのような療育が行われるのか、支援の内容についても確認させていただいて、必要に応じてでございますが、助言とか指導をさせていただくこともございます。

また、お話ございましたけれども、開業後も定期的に事業所を訪問する実地指導、こういったものを、利用者の方が必要とするサービスを安全・安心に受けられるように、改めて人員基準、報酬請求などが適切に行われるか等を調査し、必要に応じて改善指導等を行っているところでございます。

また、特に新しく事業を始められた新規指定の事業者の方につきましては、開設後1年以内には必ず実地指導を行うこととしておりまして、必要な助言・指導を行っているところでございます。制度で決められたものはこういったものでございます。

また、事業所運営の質のお話かと思いますが、質の向上といいますと、私どもの認識で申し上げますと2つ観点ございまして、まずは利用者の方に対する具体的な支援の在り方ですね——といったものの質の問題、あともう1点目が確かな法令知識に基づく例えば報酬請求とかそういった運営管理をしっかりしていただくと、それぞれをより高める取組が必要だと考えてございます。

本市におきましては、特にそういった取組してございまして、具体的に申し上げますと、まず令和3年度から作業療法士等の資格を持った大学教員の方、そういった専門家の方が事業所を訪問して、職員の方に対して支援方法の助言とか指導、それを行って、職員の専門性を高めるいわ

ゆる巡回支援とっておりますが、そういった取組を行ってございます。現地に実際足を運ぶことで、この子の状況はどうだろうかとかそういった御相談に乗ることができると、そして日々の支援での困り事について現状に即した助言・指導が行うことができますので、かなり事業者様のほうからも好評をいただいている事業でございます。

もう1点のほう、運営管理の面のほうなんですけど、こちら令和3年度から民間出身の特別指導監査専門官、そういった方を監査指導部に登用させていただきまして、事業所が遵守すべき法令とか、運営基準の解釈等について分かりやすくちょっと解説した資料ですね、そういったものを市のホームページに掲載させていただいたんですが、かなり好評をいただきまして、昨年それを取りまとめたハウデイノトリセツというんですけれども、そういったものを書籍として昨年出版いたしました。これにつきましても、市内全事業所に対しては無償で配布させていただいたところでございます。

これによって、例えば悪気はないんですけど制度をよく知らなかったというところでの請求誤りとか、そういったものに関しても未然に防ぐことができるように取り組んでいるところでございます。

放課後等デイサービスも含め、様々新聞報道なんかもされていることも承知してございます。

虐待とか不正請求といった悪質な行為、これに関しましては、行政処分も含めて指導監査の中で引き続き厳しく対処していくとともに、そういった利用者支援の具体例とか具体的な運営管理、こういったものに関しまして、事業所のより質を高める取組についても必要な支援を行いまして、結果として利用者の方が安全・安心してサービスを利用できるように努めてまいりたいと考えてございます。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。現地に赴いていただいてちゃんとチェックしていただいているということで少し安心しました。預けられる保護者の方もそういったことがすごく気になっているところだと思いますので、今後もそういった指導等よろしく願いいたします。

それでは次の質問に移ります。ひきこもりの方への支援についてお伺いいたします。

神戸市内で15歳から64歳の広義のひきこもり状態にある方は推計約1万8,000人いると言われております。昨年9月にも、ひきこもりの方への支援について質問させていただきましたが、当局の広報・啓発・周知などを行った結果、相談件数は増加傾向にあると聞いております。

相談につなげることで、すなわち入り口支援は、ひきこもりの方にとって一歩踏み出す機会が増えていてよいことなのですが、相談件数が増えたために相談員が不足し、相談回数も少なくなっており、その結果、諦めて自ら支援を打ち切るケースも出てきていると現場を知る方からお聞きしました。

だからといって相談員を増やせばいいというわけではなく、相談に来られた方を悩み別に分け、専門分野につなげる出口支援をしていかないと、いつまでたっても相談、入り口支援で終わってしまい、残念な結果に終わってしまいます。

ひきこもりの支援室の相談実績が年々増加しているのはよいことなのですが、相談につながった方を社会参加につなげるための取組として当局はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○松原福祉局部長 まず、ひきこもり支援室の相談実績についてです。

支援室を開設した令和2年2月から令和6年1月までに累計2,047人、1万357件の相談をいた

だいております。

御相談をいただきましたら、御家族なのか御本人なのか、それから御本人が居場所参加の段階か就労を希望しているのかなど、段階別それから御希望、悩みの内容によりまして、アセスメントに基づいて面談の回数なども変更させていただいております。ですので、2週間に1回来ておられる方もありますし、2か月に1回というふうな方もありまして、面談の頻度はアセスメントに基づいて違っているというふうな現状でございます。

相談結果としましては、継続相談536人のうち相談内容が解決した人が253人ありまして、主なものといたしましては、障害福祉サービスなど、ほかのサービスにつながった方が94人、それから就労・就学・復学などが91人おありでした。

今おっしゃっていただきました相談が入り口ですので、その後どんなふうに——まずは家族から本人につないでいただく、御本人が社会参加にどのような形でつながっていくかというふうなところが非常に重要だと思っております。御本人が他者の方とのコミュニケーションに慣れていきたいとか、交流をしたいというふうな御希望をお持ちの場合は、ひきこもり支援室が主催しています——メタバースなども活用しておりますけれども、ひきこもりの当事者会に参加をいただいております。

当事者会では、グループの中でお互いの気持ちだったり趣味の話などお話をされたり、これから経験してみたいこととお話しくさったり、徐々に主体性が見えます。

それから、メタバースの中で会社経営者の方と意見交換会なども行っております。

また、まず働きたいというふうな御希望をおっしゃる方には、それは無理して止めずにハローワークに同行して就労の準備支援などを行っております。

以上のように、ひきこもり状態にある方の社会参加は様々な形がございます。

今後も引き続き御本人の希望をまず踏まえながら、目指す生活の実現ができるように寄り添いながら支援をしてまいりたいと思っております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。それでは再質問に移ります。

市内には、ひきこもりの方やその御家族を専門機関へ相談につなぐ伴走型支援活動を行っている民間団体も増えていると聞きます。本市としてもこのような民間団体と連携し、より多くの方を切れ目のない支援につなげていく必要があると考えますが、お伺いいたします。

○松原福祉局部長 ひきこもり状態にある人への支援につきましては様々な方法がありまして、民間団体の方との連携も非常に有効というふうに考えております。

現状におきましては、就労それから起業を希望する方には、NPO法人が運営します事業へつなぎまして、オンラインでキャリアカウンセラーによります就労相談、研修などのサポートを受けておられたり、それから就労の機会提供を希望される方には株式会社が運営します事業へつなぎまして、企業などから受注しましたウェブサイトの制作、それからデータ入力などの業務も紹介してもらっております。また、まずは地域でのボランティア活動からというふうな御希望の方には有償ボランティア事業へつないだりさせていただいております。

このように、民間団体、民間企業の方々を含めました様々な関係機関とつながって多様な社会参加が実現できるように支援してまいりたいと考えております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

本当ひきこもりと一言で言いますが、原因は人それぞれ違うということで、支援に当たっては当事者の個別の状況に応じて寄り添って、そして支援につなげられるよう、今おっしゃって

ただきましたけれども、多様な支援の選択肢を用意することを今後も続けていただきたいと思います。

ひきこもり支援室は電話や来所相談をされていて、月1回程度とか、週2回、1回とか人それぞれなんだと思うんですけども、ちょっと追いついてないというお声も少し聞きますので、またそういったことがないようにぜひ官民の枠を超えて広い連携や協力を行っていただいて、効果的なひきこもりの支援の体制をつくっていくように要望させていただきます。

それでは次の質問に移ります。認知症神戸モデルについてお伺いします。

認知症の疑いのある御家族を介護する市民の方から、嫌がって認知機能検査を受けてくれないなど切実な声を最近よくお聞きします。

特に75歳未満の方、今回はちょっと70歳前後の方だったんですけども、認知症神戸モデルをまず知らないという方がちょっとまだやっぱりいてはったのが現実なんです。

本市では今年度75歳以上の市民の方に受診券を一斉送付したということなんですけれども、2025年には65歳以上の高齢者のうち約700万人——5人に1人が認知症になると予測されているらしくて、75歳以上とは言わずにもっと早い年代の方に神戸モデルのことを知ってもらうための工夫が必要ではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○森下福祉局長 認知症神戸モデルにつきましても、他の施策と同様に知ってもらうということが非常に大切だなというふうに思っております。

これまで、我々高齢者の相談窓口であるあんしんすこやかセンターでの受診勧奨であったり、地域で行われております——あんしんすこやかセンター以外でも、総合電話相談のオレンジダイヤルであったり、認知症疾患医療センターの窓口等でも相談に応じているというそんな状況でございます。

また、先ほど少しおっしゃった受診拒否が強い場合には、認知症初期集中支援チームがアプローチをして、また支援を行ったりもしてございます。

その結果、5年たちまして7万人の方に受診をいただいて、我々としては一定の広報ができてのかなと思いつつではございますけれども、今後さらにこれまでやっております広報KOBEBEであったりポスター掲示、出前トークに加えまして、駅のポスター、デジタルサイネージ、そして電車やバスの中の中張り広告を活用して広報を行うなど、今後とも普及啓発に力を入れていきたいなというふうには思っております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。7万人ということで、結構広報のほうもしていただいたおかげだと思うんですけど、ちょっとまだ私の周りで75歳以下の方にはちょっと届いていないようですので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは再質問に移ります。

枚方市では65歳以上の方を対象に脳活教室というものを行って、その際に民間と連携してMC Iスクリーニング検査を実施しているそうです。このMC Iとは、健常者と認知症の間、つまり軽度認知障害のことで、早い段階で適切な予防や治療を行えば認知症の発生を防ぐことや遅らせることができるそうです。

先ほども申し上げましたが、認知機能検査については、家族が受けさせたいけども本人が拒否したり、本人も検査に行って認知症だと判断されるのが怖いから嫌など、認知機能検査を受けるハードルが高いように思います。

そこで、予備軍を見つけるための簡単な検査を民間などと連携して進めていくことも考えては

いかがかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

- 若杉福祉局副局長 認知機能検査を受けるに当たってのハードルを下げるということでの御提案と承りました。

枚方市の取組も1つの事例かと思いますが。本市におきましても認知機能検診につきましては、市内470か所の身近な医療機関でタイミング問わず無料で受診いただけるということで、かかりつけ医等のなじみのある医療機関で受診いただけるという場合が非常に多いです。その結果、診断やその後の支援につなげやすいというふうに承知しております。

また、受診券を一斉送付するというタイミングで、御家族の方からも一度受けに行ってみようというような声かけにつながるというようなケースもあると承知しております。その結果、受診につながったということでございます。

御本人の受診拒否が強いという場合もございます。その場合については認知症初期集中支援チームがアプローチをいたしまして、早期受診・早期対応の支援を行っております。令和4年度の実績では、支援対象者の約74%が結果的に医療や介護サービスにつながったという結果も出ております。

いずれにしましてもMC Iが疑われる方、早期に医療との連携を行い、介護等の適切な支援につなげていくことが重要だと考えておりますので、今申し上げたような取組を着実に進めていくことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

- 分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。ぜひ引き続き続けていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。障害者の避難についてお伺いいたします。

障害児・障害者の方が、災害が発生したときに障害の特性などによって避難所への避難が困難な方が多くいらっしゃるのではないかと思います。

既に重症心身障害児、また障害者については、順次個別避難計画の作成に取り組んでいるとのことですが、計画作成の対象外となっている知的障害者・精神障害者の方が災害時にスムーズに避難することができず取り残されることがないように平時からの取組が必要だと考えますが、お伺いいたします。

- 森下福祉局長 障害者の支援におきましては、非常に理解というものが必要なのかなというふうに思っております。

それにつきましては、いろいろな方が利用しておられますサービスの事業所であったり、所属している団体または障害者相談支援センターなどと、いわゆる地域の防災福祉コミュニティであったり、ふれあいのまちづくり協議会などが日頃から連携していく、理解を深めていくのが必要なのかなというふうに思っております。

また、そういった地域が実施いたします防災訓練にも、地域生活支援拠点であったり基幹福祉避難所が合同で参加をしていくとか、そういったことも必要なんだろうなというふうに我々考えてございます。

さらには、その避難をするという行為もそうですけれども、それを受け入れる避難先についても平時から用意しておくことが必要だというふうに思っておりますし、いわゆる一般の避難所、通常の避難所におけます福祉避難スペースの設置であったり、また2次的な避難場所である福祉避難所の開設等も想定した訓練をしておかなければ役に立たないというふうなことも十分に承知をしております。おっしゃるように平時からの取組が必要だというふうには思っております。

ただ一方で、これ我々もそうなんですけれども、平時に非常時のことを考えるというのは本当に容易ではないことだというふうに思っています。容易ではないことなんですけれども、その容易ではないことが大事だという認識の下に災害発生時を想定した取組を進めていくことで皆様に安心して生活できる日常を提供していきたいというふうに思っています。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

局長もおっしゃってましたように、平時からちょっとこういったことをするというのは、本当に今もう幅広い障害者の方ですとか高齢の方がいらっしゃるんですので難しいとは思いますが、これだけちょっと最近地震とか結構昨日おとといとかもいろんなところでありましたので、できるだけちょっと早急に取り組んでいただけるようお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。障害者の8050問題についてお伺いいたします。

先日も障害や介護を伴うお子さん——成人されている方なんですけれども介護している御高齢の親御さんから、私も年で体力的にも精神的にももう限界、息子の介護が大変だといった切実な声を聞くことができました。このように、自宅で生活する障害者の中には高齢の親や家族が支えるケースも増えてきており、支援が行き届いていない、または十分な支援ができていないケースも多く、水面下ではもっとたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

このような障害者の8050問題に対して、適切なサービスを利用できるようにどのように働きかけを行っていくのか、お聞きいたします。

○奥谷福祉局副局長 障害者の方の重度化そして高齢化が進むとともに、介護されている多くは親御さんの方も当然高齢化をしているというところで、その大きな課題となっています親亡き後、介護ができなくなる状態も含めてのことなんですけれども、そういったことはもう国としても全国的に大きな課題となっておりまして、その対策のために地域生活支援拠点というのを整備しまして、地域で障害者の方が引き続き生活しやすいような支援をずっとしていく、それによって親御さんの介護負担も軽減していくというような取組は十分必要なことと思っております。

神戸市におきましては、各区1か所、地域生活支援拠点を整備しておりまして、様々な相談に対応しているところです。相談支援センターも併設しておりますので、そういったところも含めて相談に対応していくとともに、市独自の見守り支援員というのを配置しておりますので、先ほども少しありましたけれども、今重度の方から始めているんですけども、生活状況についての郵送調査を行いまして、その中で家族の状況などもお聞きして、高齢者であるとか、介護におうちでいらっしゃいますけど困難を抱えている方の状況などについても郵送調査した上で、必要などころにはアウトリーチで相談支援センターの御紹介をしたりとか、支援についてを届けるような取組をしているところでございます。

ただ、返信のない方につきましてもアプローチすることで、まずは知っていただく、必要があれば利用していただくということを地道に行いながら、またあとはあんしんすこやかセンターのほうで高齢者の方、親御さんのほうから入ったときに障害者がいらっしゃる、そこが課題になっているという情報の情報も入ってくるような仕組みもつくることによって、いろんなアプローチをしながら障害者を在宅で見られる方の支援というのにつなげてまいりたいと考えております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

いろんなやり方で届けていただいているということは本当にちょっと安心するところであります。ただ、やはりこれだけ社会的にも高齢化が進んでおりまして、仕方ないところはあるんです

けれども、もう8050問題もう本当に身近に迫ってきてまして、もう本当にいろんなところでよくこういったお話を聞くことが最近増えてきております。

しっかりとした取組を行っていただきたいと言うんですけれども、そのしっかりとした取組というのはどういうことなのかというのも本当にもう福祉は幅広く大変だと思うんですけれども、ぜひ皆さんがちゃんと年いっても暮らしていける、そういった社会を目指して頑張っていただきたいと思います。

それでは私からの質問は以上で終わらせていただきまして、住本委員に代わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

次に、住本委員、発言席へどうぞ。

なお、残り時間はおよそ29分ですのでよろしく願いいたします。

○分科員（住本かずのり） 引き続きまして住本が質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、まず1問目から質問させていただきます。生活困窮者への食支援への取組についてお伺いをいたします。

昨年末に市内2か所でフードサポートこうべを実施したとのことですが、食料品や日用品の配布に加え、困り事相談コーナーを設け、当初想定よりも多くの方に来場いただいたと聞いております。取組の成果や課題についてお聞きします。また今後の施策にどう生かしていくつもりなのか、併せて御見解をお伺いいたします。

○森下福祉局長 フードサポートこうべでございますけれども、これ11月の補正予算でさせていただきました。したがって12月に入ってから広報になったんですけれども、短くてどうだろうというふうな思いでございましたけれども、新聞の折り込みチラシであったりテレビのニュースの広報効果が大きく、さらには事前予約が不要、本人確認は求めないという、困った方であればどなたでもお越しく下さいというそういうスタンスで臨みましてところ、広報期間が短かったにもかかわらず、予想を上回る来場者数につながったという状況でございます。

成果でございますけれども、直接的な食支援、そして困り事の相談の成果、2つ成果があったというふうに思っております。会場で1世帯ごとにアンケートを頂戴しておるわけでございますけれども、その結果、世帯収入が300万円未満の方が約8割を占めておられました。世帯資産が100万円未満の方が7割を占めておまして、1つは長引く物価高の中、生活にお困りの方がたくさんいるということを行政として把握ができたということ、そしてまた当面の支援として、時期が年末年始でございましたので、参加者約2,400名でございますけれども、そういった2,400名の方に当面の支援として食料品や生活用品をお渡しできたということが成果なのかなというふうに思っております。

さらには困り事相談の成果でございますけれども、この困り事相談をやるということが、行政としてこういうことを実施するということの1つのポイント、大事なところだというふうに思っております。今回来場者のうち相談につながりましたのは69名でございます。ただ、その69名ですけれども、その約半数の方が初めて困り事の相談をしたということでございますので、数は評価いろいろ分かれるかと思っておりますけれども、約半数の方が初めてつながったというようなことは大いに評価できるのではないかなというふうに思っております。

それからもう1つ、当日はできなかったけれども、これをきっかけに後日来られたというよう

なこともございまして、その後日相談に来られた方につきましては、そこから区の支援窓口へつながったという例もございまして、食支援の直接的な成果、困り事相談の成果も一定あったというふうに我々認識をしております。

そして今後でございますけれども、これは今回の部分につきましては、年末年始の物価高対策として国の臨時交付金を活用した単発のイベントでございました。ただ、これ市が主催したことの結果というのでもございまして、市が主催することでたくさんの人が集められたというふうな成果はございました。

ただ一方で、これやはりマンパワーという部分で、先ほど相談の窓口とつながる数がというようなことを申し上げましたけれども、マンパワーということでいきますと少し体制が弱かったのかなというふうに思っております。

したがって、そういったところにつきましては、地域に根差して細かな対応と継続的な支援をしておられます民間団体、そういったところ、これも既に事業としてやっておりますけれども、そういったところとさらにつながっていくというのが今後の方向なのかなというふうに思っております。

さらに、支援を必要とする方が身近な地域で支援団体とつながったこと、そして相談窓口につながるようなことができるよう支援団体に対して伴走的支援でサポートしていきたい、それが今後我々が求めるべき方向なのかなというふうに思っております。

○分科員（住本かずのり） 困り事相談で、ふだん相談できない方がこのイベントによって直接相談に来られてつながったということで、私も須磨の須磨パティオのほうの会場に視察に行かせていただきました。

ちょっと私行ったのは5時ぐらいで、もう行ったら既に食料品配布終わってたということで、代わりの物を配って大変好評だったと思います。入り口から食料品支援、日用品支援、それが終わったらいろんなパネルがあって、こんなお困り事はこういうところに相談してくださいとパネルがあって、ブースがあってそこで直接相談できるということで、一方通行で、最後絶対相談窓口を通らないと外に出れないという大変いいシステムだというふうに感心したんですけど、ちょっと私が見てたら、やっぱりあそこ須磨パティオ、ショッピングセンターなんで、買物のついでにいかにもあまり困ってなさそうな方も来て食料品だけもらって帰ってるみたいなのところも見られて、それはそれで本当に困った方のプライバシーは守られるというか、誰でも来れる気軽な場所なんだなということで、入りやすさもあって大変よかったと思うんですけど、本当に直接困った方に食料品がわたる、相談ができるというところ、それが今後課題だなというふうに思っております。

先ほど局長からの答弁でも今後は民間団体に支援、伴走型をしていくということで、神戸市内は11団体がこのような食支援の団体があるというふうに聞いておりますが、中にはもうこの運営で手いっぱい、なかなか相談体制まで取れないというような団体も聞いておりますが、このような団体にも生活相談体制のさらなる支援体制をつくれないうか、お伺いをいたします。

○若杉福祉局副局長 この食支援事業でございますが、団体が相談者と複数回、食を通じて信頼関係を築いていく、その過程でお困り事を聞き取って相談窓口へつなげていくこと、これが事業の主たる目的でございます。

一方支援団体ですが、支援団体ごとに規模であったりとかあるいは相談支援の経験が異なるというところで、団体間で支援に係る力量差というものもあるということが分かってまいりました。

先ほど局長が伴走型支援ということで申し上げましたけども、支援をする担い手側に対しても伴走的に支援をしていく必要があるかというふうに考えてございます。今年度は相談支援の際に活用していただくような聞き取りシートを作成いたしまして、また相談窓口や支援制度のリスト、こういったものを作りまして提供いたしました。また出前研修なども実施いたしました。

また、つなぎ先になる区のくらし支援窓口や社会福祉協議会、こういった関係機関との顔の見える関係づくりということで、複数回にわたってそういった会合も設けました。さらに、支援団体間同士でいろんな情報を欲しているということも伺いましたので、そういった意見交換会という場も設けまして、支援団体としていろんなやり方を吸収していただくという場も設けました。

いずれにしても、支援団体と支援を受けられる方、これつながったことをきっかけに相談窓口につながるができるように様々な取組を伴走型支援でサポートしていきたいと考えております。

- 分科員（住本かずのり） ぜひよろしく願いいたします。本当に困った方がどこに相談に行ったらいいのかというつなぎの役が非常に大事だと思いますので、こういう食支援を通じてしっかりと行っていただきたいと思っております。

続いて、公共冷蔵庫の取組についてお伺いをいたします。

来年度からは食支援を通じた生活相談として、新たに公共冷蔵庫の取組を実施することとでございます。どういう場所に設置して、誰が管理して、どう必要な方が取りに来るのかなど、具体的な事業スキームや想定される配布対象者等はどのように考えているのか、また食品を取りに来られた方をどのように相談につなげていくのか、お伺いいたします。

- 森下福祉局長 この事業につきましても、今現在実施をしています民間団体が食支援を通じた生活相談を実施する取組、その上乘せというようなことで想定をしてございます。

そういったことをその事業で基本的な事業内容を継続した上で、さらに公共冷蔵庫——これはやはりそういう団体の窓口、日数であったり時間であったり限られてしまいますので、必要なときに食料品を受け取ることができるというそういうことでもって公共冷蔵庫の取組を実施しようというふうに考えておるわけでございます。対象といたしましては、これまで同様、神戸市在住であればどなたでも広く御利用いただけるというようなことと考えてございます。

先ほど上乘せということでございますが、1つは食支援、相談支援を月1回以上開催しておられるところということが必須でございまして、あと団体の担い手不足という課題につきまして、人材育成をしているというそういう団体にはまた補助をしております、それも継続をします。それに加えて今回の公共冷蔵庫というようなことでございます。

また、この冷蔵庫——フードサポートで冷凍冷蔵庫を使用いたしまして、それ3台神戸市としてストックをしてございますので、それを活用していただくというのはこんなことでございまして、場所としては今申し上げたようにこれまで事業実施していただいていたところというようなことで、これからということになりますけれども、スケジュールといたしましては、これ当然予算の成立が前提でございますけれども、4月から途切れることなく支援事業を実施できるように、予算前提でございますけれども、もう事業者募集に事務的な着手はしてございまして、既に申請を受け付けてございます。

また、そんな中で、やはりこの取組としては、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、相談支援につなげるということが事業の肝、大切なところでございますので、そういったところをお願いしながら、公共冷蔵庫で困った方にいつでも食料を取りに来ていただけるというそんなこと

ろを実現してまいりたいというふうに思っております。こんな取組をしながら、従来よりもさらに敷居が低く、細かい支援の目を広げていきたいというふうに考えております。

- 分科員（住本かずのり） まずは予算成立を前提にということで頑張っていたいただきたいと思うんですけど、公共冷蔵庫のことはコミュニティフリッジといって全国的に広がっているような取組というふうに聞いております。これ福祉の目線で、本当に困窮者に食料をお渡しして相談につなげるということなんですけど、別の取組としては食品ロス——環境局になると思うんですけど、食品ロスと生活困窮者支援をつなげる取組もある地方ではあるというふうにお聞きをしております。

事業者、家庭での食品ロスをスムーズに食品提供団体に提供して公共冷蔵庫につなげる仕組み、そうなれば、フードドライブの専用窓口もまた別の部局になるかもしれないですけど必要になると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

先ほど局長の答弁いただいたように、生活困窮者に対しては、与え続けるだけでなく福祉的な生活相談や、そして自立支援にどうつなげていくのかというのが大事だと思いますので、引き続きよろしくお祈りしたいと思います。

続きまして、次の質問させていただきます。精神障害者への支援についてお伺いをいたします。

精神障害者への支援については会派代表質問でも質問をさせていただいたのですが、病院内は所管が健康局であり、健康局では来年度から市内精神科病院と連携し積極的な退院促進支援を行うと聞いております。

福祉局としても健康局と連携し、精神障害者の地域定着に向けた取組を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

- 奥谷福祉局副局長 精神障害者の退院促進支援ということに関してでございますけれども、精神障害者に限らず身体障害者、知的障害者、全ての障害者の方が自分らしい生活を送っていただくということに関しまして、本人の御意向であるとか状況等を踏まえまして適切に支援することは非常に大事なことでありまして、精神科病院に入院されてる方、入所施設に入所されている方の退院、地域への移行というのも、支援としては重要な柱となっておりますのでございます。

福祉局におきましては、各区の地域生活支援拠点のほうに令和4年度から地域支援員という職員を1名ずつ配置しておりまして、地域移行、また精神科に入院されてる方については退院支援ということの促進につきまして努めるとともに、これまでも精神障害者の方につきましては、健康局と連携しながら支援に取り組んできたところでございます。

この地域支援員というのは、障害者の地域移行の推進とか、地域生活を継続支援していくために、入所・入院の施設等にも訪問しまして、現状の把握であるとか、地域で支援に関わっていただける方への研修、体験型のグループホームなどの利用調整などに取り組みながら、スムーズに退院していただいて地域定着するような支援を行うというものになっているところでございます。

健康局とも精神科の病院のほうとか救護施設等、精神障害者の方がいらっしゃるようなところに地域支援員が同行いたしまして、障害者の相談窓口である障害者相談支援センターを御案内したり福祉サービスについての情報提供などを行うことによりまして、退院に向けての支援というのを取り組んできたところでございます。

このたび令和6年度から健康局のほうで新たに精神科病院と連携した退院促進支援を行うということになりますので、より一層健康局とも連携いたしまして、退院促進、そして退院後の地域での生活の安定のために福祉サービスとの調整であるとか、生活していながら困り事があった場

合、やはり精神障害の方については医療との連携は非常に大事なものと考えておりますので、そういった意味でも福祉局と健康局はより一層連携して地域で精神障害者の方が安心して生活できるように支援してまいりたいと考えております。

- 分科員（住本かずのり） 健康局のほうでは退院促進支援として退院促進支援コーディネーターを設置するというで聞いてまして、これまでも病院内に地域連携室の設置があるということで、病院内なので地域連携室と退院促進コーディネーターが提携をまずはする。退院後は福祉局のほうで地域支援員のほうにつなげるということなんですね。

結局、地域連携室は病院が設置するので、そこで人的な問題とかで、やっぱり病院内でも力の差があって、あまり積極的でないところと、とにかく出て行ってほしいとかいうところで、しっかり福祉局とつながっていただく必要があると思いますので、そのあたり、また健康局そして病院の地域連携室、福祉局ということで、つながり強化していただけたらと思います。

あと、精神障害でやっぱり地域包括ケアの推進、地域に戻ってきて、やっぱり大事なのは当事者の一番近くにいる家族との協力はやっぱり絶対欠かせないと思います。家族会や当事者からの声をどのように聞いて連携強化について施策に反映していくのか、お伺いをいたします。

- 奥谷福祉局副局長 障害者支援を行う上で、当事者御本人の意向ももちろんですが、一番身近な家族の方の御意見であるとかお気持ちというのは大事にする必要があることは重々承知の上でございます。

現在神戸市の障害者施策を決めていく上での一番の基になります障がい者プランというのを6年度から第7期というのを作成しているところでございますけれども、そのプランを作成する上でも、当事者の方の団体あるいは家族会の方なんかも御参画いただきまして、施策について協議、御意見をいただいているところでございます。

さらに、そのプラン策定に当たっては会議の参加だけではなくて、事前に当事者、家族会のほうにヒアリングなども行いまして、より具体的な御意見、思いなどをお聞きすることによって可能な限り施策に反映していただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今後引き続き、やはり家族の方、身近な支援者の方、介護者の方のお力を借りて障害者の支援をしていく必要がございますので、そういった意見も丁寧に聞き取りながら施策に反映してまいりたいと考えております。

- 分科員（住本かずのり） 精神障害は、なかなか退院してもまた不安定になったら病院に逆戻りとかいうことで、やっぱり継続してサポートが必要だと思います。家族の力というのは本当に大事だと思いますので、引き続き家族会の御意見とか聞き取っていただきますようお願いいたします。

続きまして、再犯防止の取組について何点か質問させていただきます。

まず、再犯防止コーディネーター配置の効果についてお伺いをいたします。

昨年4月に相談支援課を新設して、6月には再犯防止コーディネーターを配置し、福祉的支援が必要な方を早期に適切な支援につなげる取組を実施しているとのことですが、取組の成果や課題についてお伺いをいたします。また、保護司との連携の状況についても併せてお願いいたします。

- 森下福祉局長 御質問の再犯防止コーディネーターでございますけれども、神戸市におきましては、対象者の個別支援と支援関係者の理解促進、相互連携という2本の柱で取組を実施してございます。

個別支援の取組の成果でございますが、こちらのほうは、矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人のうち福祉的支援が必要な人を対象に、検察・保護観察所といった刑事司法関係機関の依頼に基づいて対応してございますけれども、現時点で17名の方を支援してございます。この中には住居の確保に至ったり、施設入所であったりといった福祉サービスの提供につながっておる方もいらっしゃる状況でございます。

さらには、2つ目の支援関係者の理解促進、相互連携でございますけれども、こちらは令和5年7月に区役所職員やあんしんすこやかセンター、そして刑事司法関係機関など、それぞれの分野で支援に関わる職員を対象に研修を実施をいたしました。またさらに関係者での会議を通じて、取組の検証であったり今後の課題を抽出したりということを実施をしてございます。それぞれの柱、こういった成果があったというふうに認識をしてございます。

その中の課題でございますが、大きな1つの課題といたしまして、支援対象者の中には、支援対象者自身が御本人の状況が理解し難い人であったり悩みを自分の言葉で説明することが困難な方もいらっしゃいます。また、そういう方を含め継続的に支援していくために、さらに支援者が理解をしていく、そして支援スキルを高めていくことが必要だというようなのが課題かなというふうに考えてございます。

またこういうことを踏まえまして、来年度以降につきましては、支援者向けのマニュアルであったり支援に関わる職員のスキルアップ研修を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

また、保護司会との連携と御質問頂戴いたしました。

昨年、再犯防止検討会議や神戸市におけます再犯防止施策に係る取組の検証・意見交換等を目的としていろいろな会議を開催をいたしました。事業検証会議も開催いたしましたけれども、そんなところへも保護司会連絡協議会のほうからも参加をいただいております。そんな場、もしくははふだんからお付き合いの保護司の方もたくさんいらっしゃいますので、そういったところからも意見を頂戴しながら、その内容を具体化させていっているというのが保護司会の皆様との関係でございます。

それからまた、我々のほうからも保護司会連絡協議会様のほうへ取組を説明してございますので、今後もさらに相互に意見交換しながら連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○分科員（住本かずのり） 17件ということで、私これ前回いつやったかな、質問させていただいたら、年間想定60件程度ということで聞いておったので、大分少なくてよかったなと思うんですけど、あくまでも目的は再犯防止ということなので、引き続きお願いしたいということと、やはり何年か経過して、この相談した方が本当に再犯してないのか、再犯率の確認等も必要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

保護司会活動の支援につきまして私何回か本会議でも質問させていただいたんですけど、昨年10月も本会議質問させていただきまして、市内の保護司の充足率、県平均より下回っている点を指摘をさせていただきました。保護司の成り手不足の要因の1つとして、対象者との面談場所の確保が課題となっている点もお話をさせていただいたわけでございます。

そのときに、保護司会活動に活用する面談場所での行政施設等の提供ができないかも質問したところ、副市長からは面談場所の確保も含めた適切な支援の在り方について検討してまいりたいとの答弁がありました。令和6年度予算案において保護司会活動への補助金が増額されております。

すが、どのような目的のための増額なのでしょうか。面談場所の確保に係る経費についても補助金の中で支出が可能なのか含めてお伺いをいたします。

- 奥谷福祉局副局长** このたび保護司会への補助ということに当たりまして、どんな支援ができるかということにつきましては、保護司の方とか保護観察所などからもヒアリングを行いまして、何にお困りかということ踏まえて考えたわけでございますけど、そのときにやはり面談場所という話はございました。本会議で御質問されたとおりでございます。

あと、国のほうが一定の実費弁償はあるけれども持ち出しも多いというような具体的なお話なんかいろいろあった中で、このたび従来の保護司会への補助に加えまして、拡充いたしまして新たに予算案を提出しているところでございます。

その中で、面談場所につきましては従前からそういう御意見もありましたところで、このたびの予算の中では確保に関する支援として文化センターであるとか、公民館であるとか、公的施設のほか、民間の施設などでも会議室なんかをお借りする場合の経費などなんかも想定いたしまして、柔軟に御利用いただけることを想定いたしました補助という形で考えておるところでございます。

今後も保護司会の活動とともに神戸市の再犯防止の取組は重要な連携は必要かと思っておりますので、そういったことを活用いただきまして引き続き連携に努めてまいりたいと考えております。

- 分科員（住本かずのり）** ありがとうございます。

文化センター、公民館そして民間の会議室の利用料にも使えるということでお答えをいただいたんですけど、やはりこれまず神戸市から市の保護司会連絡協議会に多分補助が行って、そこから各区の保護司会のほうに多分下りてくると思うんですけど、やっぱり面談するのは各区の保護司でありますので、やっぱり各区の保護司会にもしっかりとこういう会議室はこういうところが使えますよと、このお金で貸会議室の料金も賄えますよとか、あと文化センターも使えます、公民館も使えますということ周知徹底をしていただく必要がありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がないので、次の質問に移らせていただきます。外国人の介護人材の確保についてお伺いをいたします。

いわゆる神戸モデルについては決算特別委員会の局別審査でも質問をしたところですが、受入れ実績は1期生が3名、2期生が4名とのことでありました。今後神戸モデルのスキームを活用し、より多くの大学、社会福祉法人等に参画いただくことで、令和6年度から3年間で200名の受入れを想定しているとのことですが、受入れ人数の増加に向け具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

- 若杉福祉局副局长** 外国人介護人材の確保に当たりましては、優秀な人材をいかに発掘するか、来日後の住まいの問題、また日本語能力の向上といったことがいろいろな課題としてございます。

このいわゆる神戸モデルについては令和3年度に神戸市、神戸国際大学、社会福祉法人報恩会の3者が連携協定を結んで実証実験を行ったというものでございます。今回いわゆる神戸モデルのスキームを活用しまして、令和6年度から一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームが実施主体となりまして、神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトとして新たに実施するものでございます。

この中での取組でございますけれども、まず送り出し国のさらなる開拓ということが1つござ

います。これまでベトナムが送り出し国として中心でございましたけれども、スリランカ、インド等他国からも送り出してもらうために取り組んでいくというようなことで新たな開拓、また現地での日本語学習の実施ということで、神戸国際大学においてJICA等とも連携しまして、現地における日本語学習を実施していくということでございます。

また、就労後の日常生活や資格取得のサポートということで神戸外国人材サポートセンターを立ち上げまして、そういった生活相談や資格取得に向けた指導を行うというようなことを実施していくということで、長期に就労してもらうような取組も進めていきたいということで、今後こういったことを人材確保につながるスキームになるように事業者団体とも十分に意見交換をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（住本かずのり） ありがとうございます。

2期実施しても7名ということは、200名といったらかなりの数字だと思うんですけど、しっかりと外国人の介護人材の確保よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 御苦勞さまでした。

この際、約20分間休憩いたします。

午後3時30分より再開いたします。

（午後3時11分休憩）

（午後3時30分再開）

○主査（徳山敏子） ただいまから予算特別委員会第2分科会を再開いたします。

休憩前に引き続き福祉局に対する質疑を続行いたします。

○分科員（香川真二） よろしくお願ひいたします。

いきなりちょっと余談なんですけど、週末、私、息子——中学校2年生の子供のサッカーを観戦するのがストレス発散になるというか楽しみでして、今週も土・日サッカーの試合見てきたんですけど、その中で1つ気になったというか、これはと思ったのがあったので、ちょっと局長にお話をしたいなと思うんですけど、サッカーの基本の技術の中にカバーリングというのがあるんですね。つまり抜かれたりとか、困ったりとかしたときに味方が助けに行くというカバーリングという、これをもう常に意識しているというのがサッカーの流れの中で行われることなんですけど、これができるチームというのはやっぱり強いんですね。小学生だと、やっぱり自分は点取りたい、活躍したい思いが強くて、そこまでチームプレーというのはなかなかできないんですけど、中学生ぐらいになるとだんだんできるようになってきて、これはなかなかサッカーをずっと見てる者からすると、これができるようになるとなかなか評価が高くなるんですけど、これまさしく福祉局というのはカバーリングの局なのかなと思ってまして、ふだんはやっぱり点取ったりとか、活躍するような派手なプレーはないかもしれないんですけど、やっぱり困ったときに、困ったときに福祉があつてよかったというふうな、そういった常にみんなが安心できるようなカバーリングがあるからこそ、皆さんいろんなところにチャレンジできたりふだんの生活ができるのかなと思ってました。

以上です。

では質疑に入ります。長々とすみません、時間がないのに。

認知症の方への支援についてお聞きしたいと思つてます。

私もこの福祉の仕事を長年やってきて、やっぱりちょっとどこかでこの質問をしないといけな

いなと思ってまして、私も認知症の方と向き合うことが多いんですけど、やっぱりなかなか我々のように専門的な者でもしんどいなと思うとき結構あります。何かもう落ち込んでしまうときとかあって、いろいろうまく対応できないなというときもあります。

認知というのは分かりやすく言うと認識の違いですから、例えば私の例でいくと、ここは自分の家じゃないんだと、自分の家に連れて帰ってくれと、その人の家なんですけどそういうふうに使われたときどう対応したらいいのかとか、あんた誰やというのはよくありますけど、そこから説明せなあかんのかとか、いろんなところで気持ちが折れることがあるんですけど、私たちはその人の家に行って福祉を提供していくというところで、いつきの時間なんですけど、やっぱり家族の人という、長年というか長い時間その人と対応しないといけなかったり関わらないといけないとやっぱりすごいストレスがたまることが多いですね。やっぱり介護殺人なんかにも結びつくのも割と認知症が起因してるということも多いと思います。

今年の1月に施行されました認知症基本法というのがありまして、国会で承認を受けて施行されてるんですが、その中に、認知症の人のみならず家族等に対する支援、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活ができることというふうなことが基本理念に掲げておられます。地方公共団体の責務のところには認知症施策を策定・実施する責務を有するというふうなことも書かれておりまして、今後神戸市としてもやはり介護者の負担軽減に取り組んでいかないとはいけないと思うんですが、具体的にどのようなことを考えておられるか、教えてください。

○若杉福祉局副局長 認知症神戸モデルによりまして認知症の早期診断が進んできていると、そういった中で、認知症の方の支援に併せまして、その御家族に対する支援というのは大変重要であるというふうに認識しております。

これまでの取組、現在の取組でございますけれども、まず神戸モデルの事故救済制度、こちらにつきましては、利用者から不安が和らぎ、安心して外出できるようになったとそういったお声も聞いてございます。認知症の方やその御家族の安心につながっているかと考えております。

また、市内7か所がございます認知症疾患医療センター、こちらにつきましては、診断後の不安を抱える御本人、また御家族を対象としました専門医療相談や日常生活相談を実施しております。また、認知症に関する学習機会の提供あるいは御本人や家族同士の交流を図る認知症サロンを実施しております。

また、市内76か所がございますあんしんすこやかセンターではリフレッシュ教室を開催し、介護者同士で悩みを話し合う場を設けているというようなことでございます。気軽に交流や相談ができる認知症カフェの開設・運営も実施しております。

また、本市独自としましては、話し相手になったり外出の付添い等介護保険サービスが対象とされていないものを提供するKOBEMIMAMORIヘルパー、これを実施いたしまして、御本人とともに御家族の負担の軽減を図っております。

こうした直接的な支援とともに間接的な支援ということになるかと思っておりますけれども、周囲の方々の理解を深めていくとそういったことで、認知症サポーター養成講座に加えまして、各種地域団体に専門職の方を講師として派遣して認知症に関する学習機会を提供するというそういった認知症地域支えあい推進事業を実施しております。こういったことで周囲の理解を深めていくというようなことも取り組んでおります。

新しいという取組であるものではないんですけども、こうした取組を多面的に着実に実施していくことで、御家族の方また周囲の理解を深めていって認知症の方々を支え合うまちづくりを

していくということでございます。

○分科員（香川真二） ありがとうございます。

私1つやっぱり今回認知症のことをいろいろと調べて思うのは、レスパイトをもう少しできるような環境をつくっていただけないかなというふうに思ってます、結構やっぱり家族の方、その介護から離れていくという時間を十分に取れる、そしてあと夜とかも睡眠が取れる、休日とかでしたら介護のことを忘れて買物に行ったりレジャーしたりとか趣味行ったりとかそういったところができるとかね、そういった環境をぜひともつくっていただけたらなと思ってます。

そのためには、やはり自分たちが介護をしてる方であれば、その介護を代わっていただける介護福祉のサービスというのが充実しないといけないなというふうに思ってます、これが十分神戸市としてあるのかどうか、はっきりちょっと私は分からないんですが、やはり必要なときにいつでも頼める、そしてどういうんですかね、自分が介護してるやり方とかもありますけど、そういったのが介護のサービスとして頼んでも安心して介護が任せられるというふうなそういった環境をつくっていただきたいなと思ってます、認知症の介護のサービスについてどのような状況なのかとか、今後人材がやはり足りてないようであれば育成が必要なのかなと思ってるんですが、そのあたりについて教えてください。

○若杉福祉局副局長 対応可能な事業所を増やしていくということに当たりまして、やはり対応可能な人材の育成が何より重要と考えております。

本市におきまして人材育成の取組といたしましては、認知症介護研修ということで基礎研修また実践者研修、実践リーダー研修、指導者養成研修という経験年数に応じたステップアップ式の研修体系で実施しております。

これらの研修を修了した方、一定の割合で配置しまして、事業所が必要な体制を整えることで、段階に応じた介護報酬加算を得ることができる、そういった仕組みになってございます。

これまで研修を受けられた方でございますが、基礎研修が1,471名、実践者研修が4,918名、実践リーダー研修が775名、指導者養成研修が46名ということで、コロナ禍でも継続して実施してきていたというところでございます。

今後でございますけれども、こういった介護事業所に無資格者で基礎研修というのが義務づけられたということもございます。あと介護報酬改定においても、6年度の改定においても認知症加算の要件の緩和がされるというようなこともありまして、専門的なケアを行う評価の動きが出てきているということで、そのあたりの動向は注視してまいりたいと思います。

○分科員（香川真二） 分かりました。専門的なそういった資格というか、研修を受けた者にはちょっと高い報酬が出るというふうな動向があるという、分かりました。ありがとうございます。

もう1つ、先ほども住本さんのほうからも外国人の介護人材の話も出ておまして、私も知り合いの方からも、うちも外国人の介護人材を今度入れることになりましたと報告を受けたことがあります、だんだんやっぱり広がりつつはあるんだなとは思ってるんですね。

恐らく介護の人材が今後足りなくなるというふうな状況では、そういったところを外国人の方にも頼るといえるか、仕事してもらおうというふうな状況が生まれてくると思いますし、あといろんな介護福祉機器が最近すごく性能が上がってきたりとか開発が進んだりとかをしますので、そういったものも導入することによってやはり効率性というのを上げていくというのを、これ時代とともにそういうのが必要になってきてるんだろうなとは思っています。

いまいちょっと分かりにくいのは、外国人の方を介護人材に導入していくときにどんなふう

にして——我々例えば福祉事業者の方とかがどういうふうにして取り入れていこうとしたらいいのかとか、あと介護機器の導入等に関してもやっぱり結構高額なものが多いので、なかなか入れたいんだけど手が出ないよとかいうことで、なかなかその1歩目が出にくいところがあるんですけど、今後そういった部分に関して福祉局として何か積極的に取り組んでいただきたいなと思ってるんですけど、何かどのような思いを持っているか、教えてください。

○森下福祉局長 おっしゃるとおり介護人材が不足していく中で、2つの方法、もしくはもっと手前に日本人に対しても魅力ある職場にしていかなあかんよねというのはもう根本的にありますけれども、2つ我々はあると思っています。外国人人材とそして介護機器の導入ということでございます。

外国人人材のほうにつきましては、このたびプラットフォームができましたので、その成果を見ながら、そこには参加していただけるような仕組みをつくってございますので、ただこれ大きな事業者さんからしかまはずは入れないとは思いますが、そういった形でマーケットが広がっていくのかなというふうに思っています。

介護機器のほうですけれども、コウベ d e カイゴというのは2つ柱がございまして、1つは処遇改善をして介護人材を呼び込もうというのが1つ、もう1つは介護環境、事業の環境をよくしようというのがございまして、その中にはもちろん介護機器ないしはICT化というのが入ってございます。

今取り組んで予算をつけていただいておりますのは、1つは介護福祉施設等のICT化のほうで幾つかの施設でも御利用いただいておりますので実際に動いている部分でございます。これはタブレット等を導入をして、実際にする介護のお仕事を助けていこうということで、そこでもって生産性を上げていこうというそんなことでございます。

もう1つ、テクノロジーのほうでございまして、これはまだちょっと発展途上といえますか、模索をしている段階というふうな受け止めをしておりますので、これも成果が出てくると思っています。我々だけじゃなくて企画調整局とも連携をしておりますので、これも近いうちに見えてくるというふうに思っております。今取組としてはそんな状況でございまして。

○分科員（香川真二） ありがとうございます。今局長が言われたようにどんどん進めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

最後に、災害時要援護者の支援についてお聞きしたいんですが、代表質疑のほうでも菅野さんが質問されてましたし、今日も幾つか質疑があったと思うんですが、なかなかこれ取組が進んでないんじゃないかなというふうに思っております。代表質疑のときも小原副市長は最優先の方は重症心身障害児の方と24時間人工呼吸器をつけている方、ハザードエリアの要介護5の方というふうなことで言われておりましたけど、これ実際全部の対象者って何人ぐらいおられて、今1年間にどれぐらいのペースで進んでおられるのか。それちょっと簡単なことかもしれないですけど教えていただきたいと思っております。

○若杉福祉局副局長 個別避難計画の対象ということで、まず重症心身障害児・者につきましては1,021名中、現在105名の方の計画策定ということでございます。あと、24時間人工呼吸器装着患者の方につきましては、127名中108名の方を——失礼しました、要援護者リストの掲載者ということでいきますと21万5,000人となっております。これ要介護3、障害者手帳所持者、独り暮らし高齢者等々全て合わせてということでございます。

○分科員（香川真二） そうなんです。21万人の方の計画をつくらないといけないって、これ今のやり方でやってもなかなか進まないんじゃないかなと思ってまして、これサッカーでよくあるんですけど、マンツーマンディフェンスじゃなくてゾーンディフェンスというのがあるんですね。やっぱり地域で見ていくみたいなのをもうちょっと考え方を変えて策定されたほうがいいのかと思ったので、今日言わせていただきました。

以上です。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

次に、つじ委員、発言席へどうぞ。

○分科員（つじやすひろ） それではよろしく願いいたします。困窮状態にある若者に対する支援についてお伺いします。

来年度予算案では、困窮状態にある若者への支援として、従来から実施するSNS等を用いた相談支援を行う民間団体への支援に加え、来年度からは更生センターの一部居室を活用し、中長期的な伴走型支援を実施することとされています。安定した生活拠点を提供し、継続的かつ伴走的な生活支援、就労支援につながるものとして期待しているところですが、具体的な支援内容や想定される支援人数についてお伺いいたします。

○若杉福祉局副局長 本事業でございますが、働く意欲や体力はあるんですけども、その経験不足とか、社会的スキルが低いといったことで不安定な就労状況になる、結果的に居住環境も不安定になって困窮状態から抜け出せずにお困りになると、そういった若者の方がいらっしゃるということで、そういった若者に伴走支援をすることで困窮状態を脱却し生活の安定を取り戻す、これを目的としてございます。

更生センターを活用するということが今回スキームになっております。これ就労に必要なスキルを獲得するための時間であったり求職活動に専念できるような安定した生活基盤が必要になるわけでございますけれども、更生センターの老朽改修を機に、空き室を利用して入所型施設としての伴走支援を実施するということがございます。

具体的な支援の内容につきましては、更生センターにいます支援員が関わることで個別の関係性の構築をいたしまして課題を整理する、就労自立に向けた相談支援を実施すると、ハローワークへの同行等も行っていくということ、また安定就労後には、敷金等の支給も含めた居宅移行も実施し定着支援も行っていくというようなところを予定しております。

人数でございますけれども、利用者の方個々の状況に応じた支援をしていくということで、人数的には最大8名程度までの受入れということで予定しております。年間でおおむね16名程度、お1人で6か月程度を最長の支援ということを予定しております。

○分科員（つじやすひろ） ありがとうございます。

今回の取組の中で最も評価したいのが更生センター住所地に住居の本拠——住民票を設定できることです。就労を促進していく上で大きなサポートになると思います。

しかし、せっかくの施策も利用されなければ意味がありません。本施策の利用につなげるため、対象となる方に対しどのように発信していく予定なのか、他局とも連携して取組の周知を行うなど積極的に広報する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○若杉福祉局副局長 個々の方それぞれの状況があらうかと思えます。

例えばでございますけれども、児童福祉法の支援対象外となった若者あるいはネットカフェ等で不安定な生活状況にある若者、そういった方も支援対象として困窮した状態からの脱却を図っ

ていくというための支援を行っていくということでございます。

自立援助ホーム等既存の児童福祉の範疇での対応が困難になる場合などもございます。そういった場合の新たな選択肢として当該施設が活用できるようにということで、まず子ども家庭局との連携ということと、また児童養護施設連盟等を通じた情報提供を行っていくということでございます。

また、若者サポートステーション等の関係機関やネットカフェ等そういった不安定住居を生活拠点にしているような若者にまず情報が届かないと、せっかくのスキーム制度も利用されないということもございますので、そういった関係機関や民間の事業者の方々にも積極的に情報提供を行うとともに、チラシの設置であるとか、そういったことの協力をいただくようなこととしてまいりたいと考えております。

○分科員（つじやすひろ） 未来ある若者を就労につなげていく施策は非常に重要と考えております。効果あるものにしていくためにも、ただいま御説明いただきましたとおりネットカフェでチラシを置かせてもらうあるいはSNSで発信をしていく、公共のトイレ内でポスターを貼る、いろんな方法が考えられると思いますが、対象となる方に着実に御利用いただけるようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ひきこもりの方への支援についてお伺いします。

ひきこもり状態にある方への支援については背景が様々であることから、個々人の状態に合わせて丁寧に段階を踏んで支援していく必要があると認識しています。相談件数は年々増加しており、また先ほどの御答弁にもありましたが、就労・就学につながった方も結構な数いらっしゃるということで評価をしているところです。

先ほど出口の部分、社会参加に関連した質問があったところですが、やはり入り口部分の強化も同様に重要だと認識しています。ひきこもり状態にある御本人や御家族につながることは難しく、また諦めからか支援にあまり前向きでない場合も多いと聞きますが、まずはできるだけ多くの方を相談につなげるため、来年度以降どのような取組を行う予定か、お伺いいたします。

○松原福祉局部長 ひきこもりの相談を日常受けさせていただいている中で、今御紹介いただきましたように、相談者から、ひきこもりは個人や家族の責任であって家庭内で解決しなければならないというふうに考えて相談が遅くなりましたというふうに言われる方も多くございます。ひきこもりに関する理解を促進し相談につなげていく取組を進めていくことが非常に重要だと考えております。

現在厚生労働省それから兵庫県におきましても、支援ポータルサイトの中で相談窓口の紹介、啓発イベントの掲載なども積極的に行っております。神戸市におきましても、ホームページ上で相談のイメージができるように相談室の風景写真を掲載させていただいたり当事者会の活動なども御紹介させていただいております。

また、来年度は新たに啓発動画を作成して、市民の方にひきこもりに関する理解促進、それから偏見とか誤解を解消することによりまして、ひきこもり状態にある当事者、御家族が相談につながるきっかけとなるように取り組みたいと考えています。

具体的には、ひきこもり経験者の方に御出演いただきまして、支援室へ相談を開始してから就労など社会参加に至るまでの体験談、それから視聴者の方に向けたメッセージなどをお話いただく内容を検討してございます。

○分科員（つじやすひろ） ありがとうございます。ぜひ御家族へのアプローチに重点を置いてい

ただきたい、知恵を絞っていただきたいと思います。

ひきこもりは当事者である本人をいかにして外に出すか、学校に行かせるかに焦点が行きがちですけれども、それよりも当事者の本人と一番長くいる御家族をどう支えるか、どう支援するかが大切であり、相談につながりやすいと考えるからです。引き続き市民の方に寄り添った支援を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、障害に対する理解促進についてお伺いします。

今年5月に開催される世界パラ陸上神戸大会には、約100の国と地域からおよそ1,300人の選手が参加され、多くのパラアスリートとその関係者が集うこととなります。装具をつけた方、車椅子に乗った方、視覚障害や知的障害のある方など様々な障害のある方に触れる機会が多くなるこの機会に障害に対する理解促進の取組をより積極的に展開すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○森下福祉局長 今回の世界パラ陸上選手権大会につきましては——すみません、先ほども申し上げましたけれども、本当にいい機会——国内外に福祉のまち神戸をアピールする本当にいい機会だというふうに捉えてございます。

大会期間中には、市民の日常の生活の中にそういった障害をお持ちの方がたくさんいらっしゃる、そして触れ合う機会が増えていくというふうに思っております。そういった機会を捉えてぜひ我々も障害に対する理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

これまでも様々なイベントで啓発ブースを出展したり交通事業者とタイアップした広告等も出してまいりました。今回昨年の夏には、神戸市の関係機関とそれから民間事業者とタイアップいたしまして、三宮・元町を中心に車いす街歩きイベント等も開催をしたところでございます。

今後も積極的にこういった催物、そして啓発を行っていきまして、市民の障害理解への関心を高め、また民間事業者の力も借りながら効果的な啓発活動を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

○分科員（つじやすひろ） 装具や競技用車椅子等を使って競い合うパラ陸上は健常者が出場するオリンピックにも負けない迫力のパフォーマンスだと聞いていますし、ガイドランナー等選手を支える方々にも注目したいと考えております。市民の方々の注目が集まるこの絶好の機会に障害に対する理解が深まるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

○主査（徳山敏子） 御苦労さまでした。

以上で福祉局関係の質疑は終了いたしました。

当局、どうも御苦労さまでした。

○主査（徳山敏子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

長時間の審査、お疲れさまでした。

次回は明日3月5日火曜日午前10時より、本委員会室において建設局関係の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。

（午後3時56分閉会）